

第1章 概況の整理

1-1 広域的な位置づけ	・・11
1-2 歴史・文化・景観・観光	・・15
1-3 人口・世帯数	・・17
1-4 産業動向	・・23
1-5 土地利用状況	・・28
1-6 災害の状況	・・34
1-7 道路網・公共交通網の状況	・・35
1-8 都市機能	・・38
1-9 その他施設等の状況	・・41
1-10 財政	・・42
1-11 地域ごとのまちづくり計画	・・44



Shinshiro City

1-1 広域的な位置づけ

(1) 広域的位置づけ

本市は、愛知県東部の東三河地域の中央に位置する人口約46,000人の市であり、東は静岡県浜松市、北は設楽町・東栄町、西は豊田市・岡崎市、南は豊川市・豊橋市と接しています。

また、東三河地域のうち、新城市・設楽町・東栄町・豊根村は、奥三河地域と呼ばれているほか、愛知県の東三河地域、静岡県の遠州地域（浜松市など）、長野県の南信州地域（飯田市など）は、古くから三遠南信地域と呼ばれ、県境を越えた地域的なつながりが深いものとなっています。



図1 新城市位置図

東三河地域：豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

奥三河地域：新城市、設楽町、東栄町、豊根村

三遠南信地域：東三河地域

遠州地域（浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、森町）

南信州地域（飯田市、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、

松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、壳木村、天龍村、

泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村）

(2) 広域計画での位置づけ

① 東三河都市計画区域マスターplan（平成31年3月改定 愛知県）

都市計画区域マスター プランは、都市計画法第6条の2の規定に基づき、長期的な視点にたった都市の将来像を明らかにし、人口、ヒトやモノの動き、土地利用の動向、公共施設の整備などについて将来の見通しを踏まえ、基本的な方向性を愛知県が広域的見地から定めるものです。

対象範囲は、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市の行政区域全域と、本市の行政区域の一部（新城地区）です。

基準年次を 2018 年（平成 30 年）として概ね 20 年後の都市の姿を展望し、市街化区域の規模や都市施設の整備目標などについては、2030 年（令和 12 年）を目標年次として定めています。

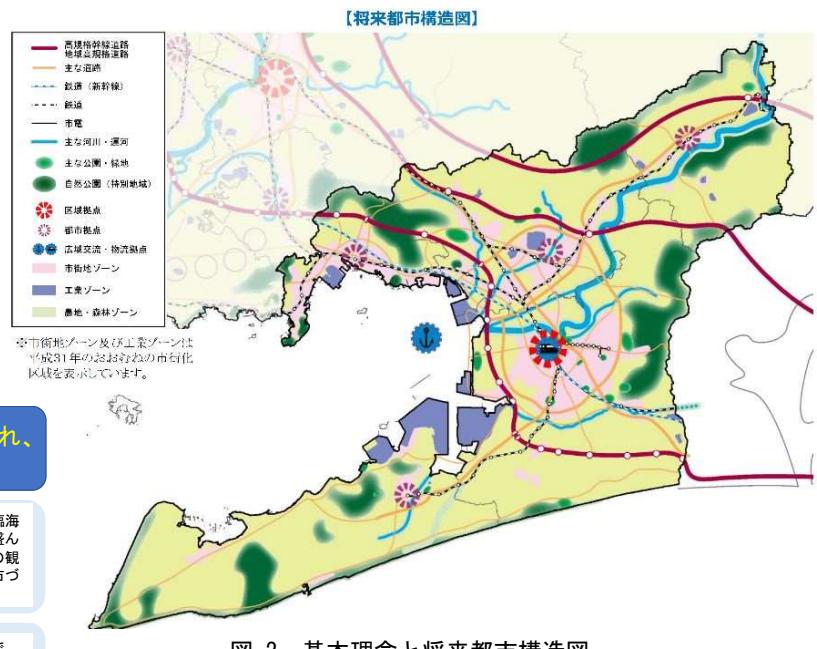


図 2 基本理念と将来都市構造図

出典) 東三河都市計画区域マスター プラン (H31.3 愛知県)

② 第2次三遠南信地域連携ビジョン（平成31年3月改定）三遠南信地域連携ビジョン推進会議

第2次三遠南信地域連携ビジョンは、テーマを「三遠南信流域都市圏の創生」とし、三遠南信地域の目指す方向性を定め、持続可能な地域づくりを目指す方針です。

対象範囲は、愛知県東部の東三河地域、静岡県西部の遠州地域、長野県南部の南信州地域です。

計画期間は、2019年（平成31年）を基準年次とした12年間を各期4年の3期に分け、各期の最終年度に重点プロジェクトの評価、見直しを行います。

三遠南信地域連携ビジョンは、三遠南信地域連携ビジョン推進会議（SENA）が推進しており、SENA 及び関係団体は、ビジョンの推進に寄与する事業を実施しています。また、SENA は事業実施のためのプラットフォームづくりを進め、ビジョンの進捗状況の把握と重点プロジェクトの推進を行っています。

※市街化区域：都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことです。

※都市施設：生活中に必要な都市の骨組みを形作る施設で、道路や鉄道などの交通施設、公園などの公共空地、上下水道などの供給・処理施設、学校などの教育文化施設、医療・社会福祉施設など、都市計画法第11条で定められたものです。



図 3 地域連携の方針

出典) 第2次三遠南信地域連携ビジョン

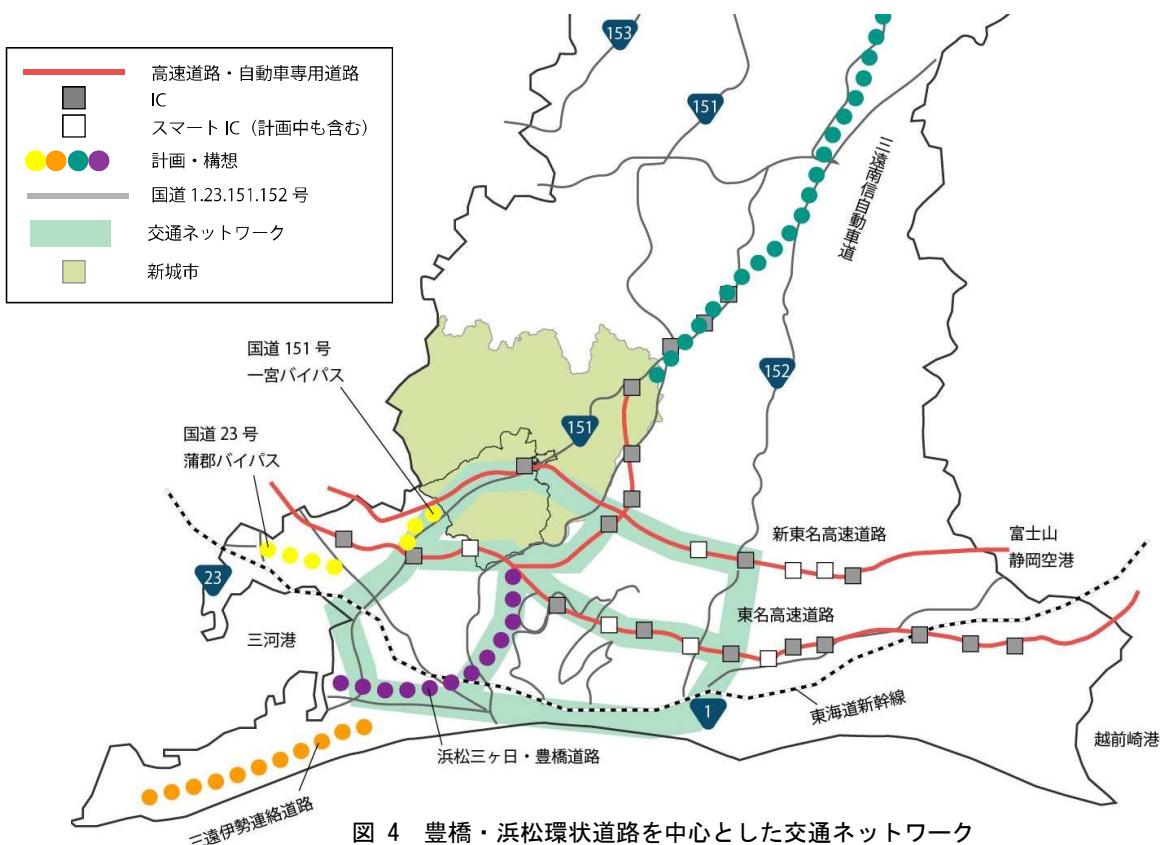


図 4 豊橋・浜松環状道路を中心とした交通ネットワーク

出典) 第2次三遠南信地域連携ビジョンに加筆

(3) 広域的水源地としての役割

県土の約1割を占める広大な市域(499.23km²)の約8割を占める森林は、本市最大の特徴であり、市内に宇連ダムや大島ダムを抱えるなど東三河地域の水源地域として重要な役割を果たしています。また、市域の約3割が天竜奥三河国定公園や桜淵県立自然公園などの自然公園区域に指定され保護されています。

作手地区の巴山を源とする巴川は、分水点で豊川水系巴川と矢作川水系巴川に分かれ、東三河地域のほか西三河地域の水源の役割をも果たしています。

この豊川水系巴川は、段戸高原（設楽町）を源とする豊川（寒狭川）と合流し、豊川本流となり豊川市、豊橋市を経て三河湾へと注がれています。

また、宇連川から分水する豊川用水は蒲郡市や田原市、静岡県湖西市まで行き渡り、この地域の農業、工業における今日の発展の礎となっています。

市域を覆う豊かな森林や、豊川をはじめとする大小多くの河川は水と緑のネットワークを形成し、この地域に潤いを与えるとともに豊かな生態系の維持に重要な役目を果たしています。



図 5 豊川用水の施設

出典) 独立行政法人水資源機構ウェブサイト

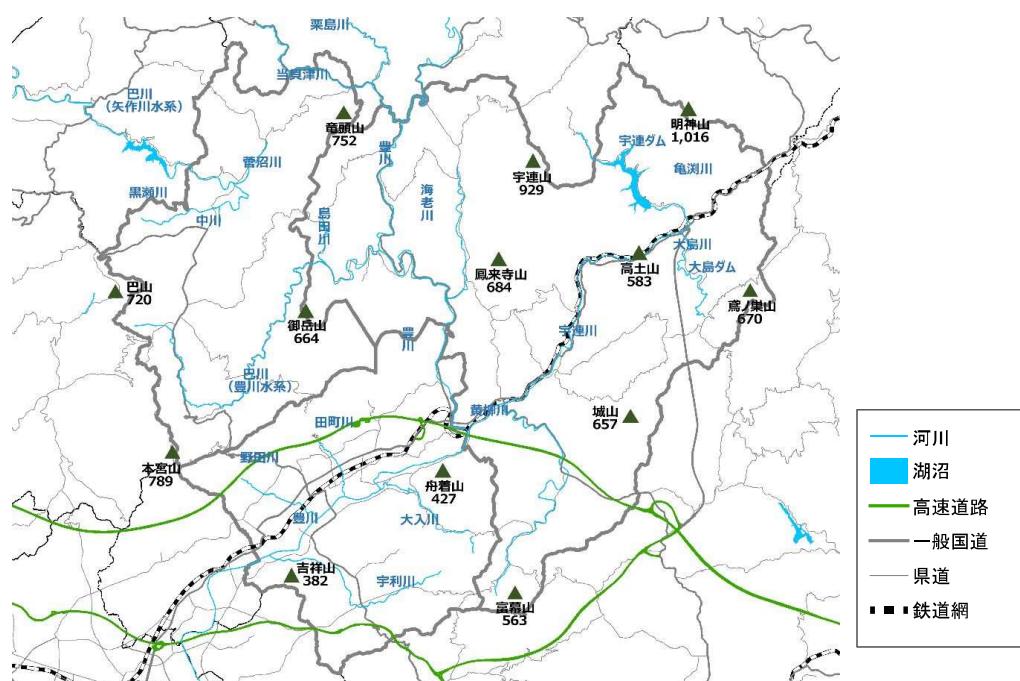


図 6 本市の河川、ダムの状況

出典) 基盤地図情報、国土数値情報

1-2 歴史・文化・景観・観光

(1) 歴史

長篠城主であった奥平貞昌（信昌）は、1575年（天正3年）の「長篠の戦い（長篠・設楽原の戦い）」の戦功によりこの地方を所領し1576年（天正4年）に郷ヶ原（現在の新城小学校）に新城城を築きました。城の周囲には武家屋敷町、伊那街道に沿って商人町、町の四方を寺院神社が守るよう城下町が形成され、今日の市街地形成の礎となっています。

江戸時代は、交通の要衝として発展してきました。当時の新城の町では、「荷物を背負った人や馬が海の波のように次から次へと押し寄せる賑わいをみせていた」ため、その様子がまるで「山の湊」のようだ、として「山湊馬浪」という言葉も生まれました。新城の町は陸運と舟運の宿場町として栄えた一方で、鳳来寺や豊川稻荷、秋葉神社などへの参詣の道として重要な交流拠点ともなりました。

明治中期以降、養蚕や製糸業、製材業が始まられると早くから地域の名士たちによって銀行も開設されるようになり、産業と金融業がいち早く起こりました。これに加え、1898年（明治31）に鉄道が開通すると、奥三河地域の中心地的な役割を果たすようさらなる発展を迎えました。1937年（昭和12年）の鉄道全線開通により駅周辺は賑わいを増し、昭和の高度経済成長とともに中心市街地は発展しました。

また、東名高速道路豊川ICの開設（1969年（昭和44年））などにより企業誘致が一層進み、平成の時代には、三遠南信自動車道鳳来峡ICの開設（2012年（平成24年））や新東名高速道路新城ICの開設（2016年（平成28年））など市内に広域的な結節点ができ、産業の振興のみならず、観光や物流の交流圏がさらに拡大し、本市を取り巻く都市構造も大きく変化しています。

(2) 文化

本市は、「長篠の戦い（長篠・設楽原の戦い）」の舞台となった地で、長篠城・古宮城をはじめとする戦国城跡や日本三大東照宮のひとつと言われる鳳来山東照宮など全国的に有名な文化財や史跡などが数多くあります。

また、「はねこみ」「放下」「火おんどり」「万灯」などの盆行事をはじめ、「歌舞伎」「能楽」「田楽」など多くの伝統芸能が今も大切に受け継がれています。

(3) 景観・観光

本市は、桜・紅葉が美しく三河の嵐山とも呼ばれている桜淵公園や国指定名勝・天然記念物の鳳来寺山・阿寺の七滝をはじめとする自然の風景地、宇連川や巴川などの清流、四谷の千枚田の美しい景観など四季折々の自然を満喫できる景勝地に恵まれ、身近な観光地として親しまれています。

宇連川沿いには開湯1300年を誇る湯谷温泉があり、露天風呂から見える宇連川は板敷川とも呼ばれ、その美しい風景は癒やしの時間へと誘います。

また、地元住民を中心としておこなわれる戦国時代ゆかりの「長篠合戦のぼりまつり」「作手古城まつり」「設楽原決戦場まつり」では火縄銃の演武などが催され毎年多くの人で賑わいます。

さらに、「もっくる新城」「鳳来三河三石」「つくで手作り村」の3つの道の駅や県営新城総合公園での森林を生かしたアスレチック施設のほか、新城ラリーやトレイルレース、ロードレース、ロギニングなどのスポーツツーリズムといったものが、本市の魅力を一層引き出しています。



図 7 設楽原決戦場まつり



図 8 四谷の千枚田



図 9 奥三河パワートレイル



図 10 新城ラリー

1-3 人口・世帯数

(1) 人口と世帯数

国勢調査によると、本市の人口は、1985年（昭和60年）の54,965人をピークに、2015年（平成27年）には47,133人と約8,000人減少しており、ピーク時の約85%となっています。また、都市計画基礎調査によると、市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域外の人口は2015年（平成27年）現在、それぞれ15,364人、18,304人、13,465人となっており、都市計画区域人口比率は71.4%と増加傾向にあります。

将来推計によると2045年（令和27年）には29,847人と予測されており、30年間で約17,000人、割合にして約37%の減少率となっています。

高齢化率は2015年（平成27年）現在32.7%ですが、1980年（昭和55年）の13.3%から大幅に増加しており、将来推計においてもその傾向は変わらず、2045年（令和27年）には48.3%にまで上昇すると見込まれています。

また、生産年齢人口比率や年少人口比率については、それぞれ2015年（平成27年）の55.5%、11.8%から2045年（令和27年）には42.5%、9.2%にまで減少すると予測されています。

一方、人口減少下においても核家族化や単身世帯・夫婦のみ世帯の増加などにより、世帯数は緩やかな増加傾向にあります。

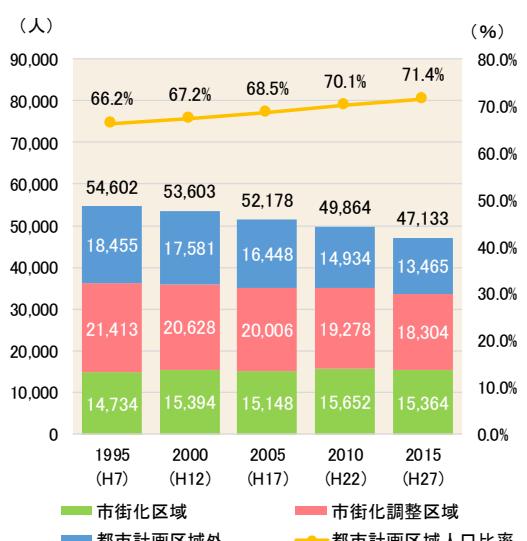


図11 区域別人口の推移

出典) 都市計画基礎調査

高齢化率

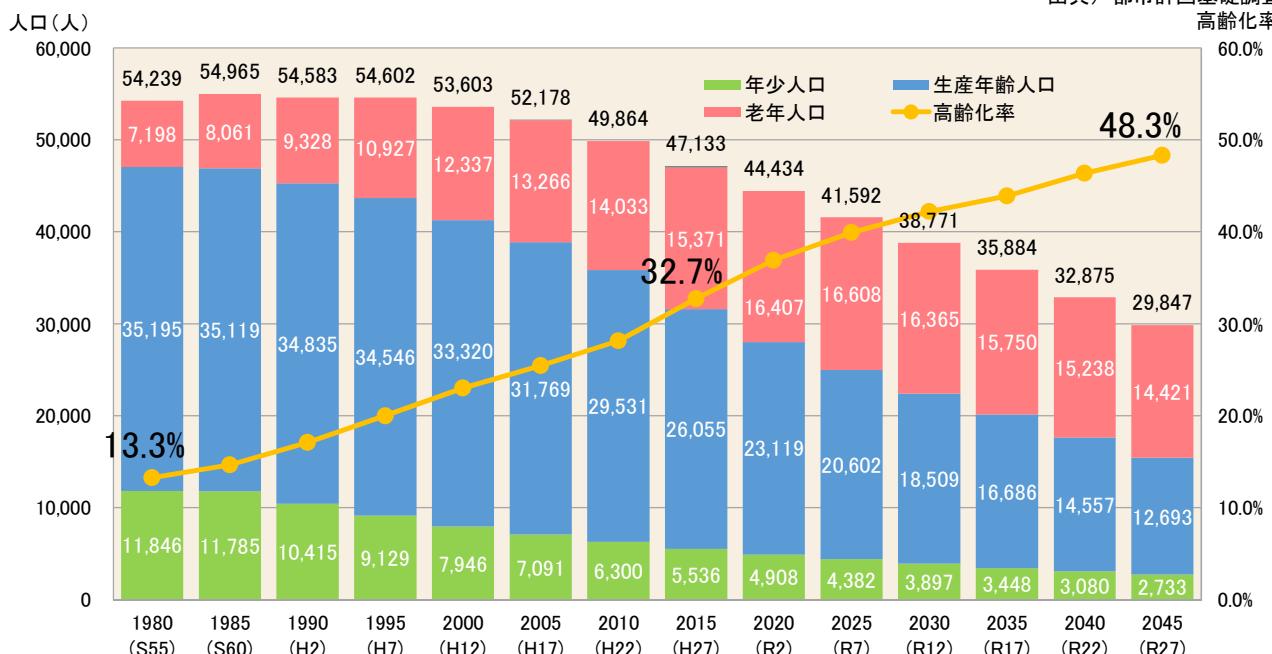


図12 総人口・年齢階層別人口の推移と将来推計

※総人口は不詳を含む人口

出典) 国勢調査 (S55～H27) 、国立社会保障・人口問題研究所 H30.3 推計 (R2～R27)

※都市計画基礎調査：都市計画法第6条に定められた調査で、都道府県が概ね5年ごとに、人口、産業別人口、市街地の面積、土地利用、交通量などに関する現況及び将来の見通しについて調査を行うものです。

※市街化調整区域：都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のことです。

※年少人口：年齢3区分人口といい、年少人口は15歳未満人口、生産年齢人口は15～64歳人口、老年人口は65歳以上人口を示します。

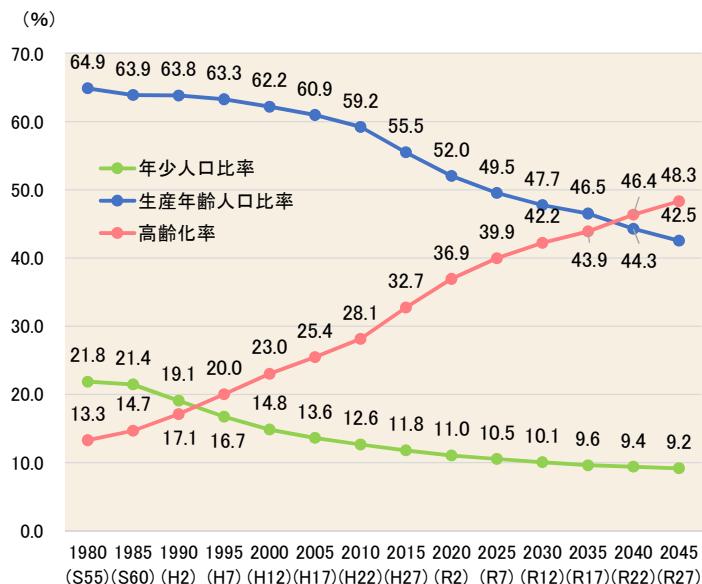


図13 年齢階層別人口の推移と将来推計

出典) 国勢調査 (S55～H27)、国立社会保障・人口問題研究所 H30.3 推計 (R2～R27)

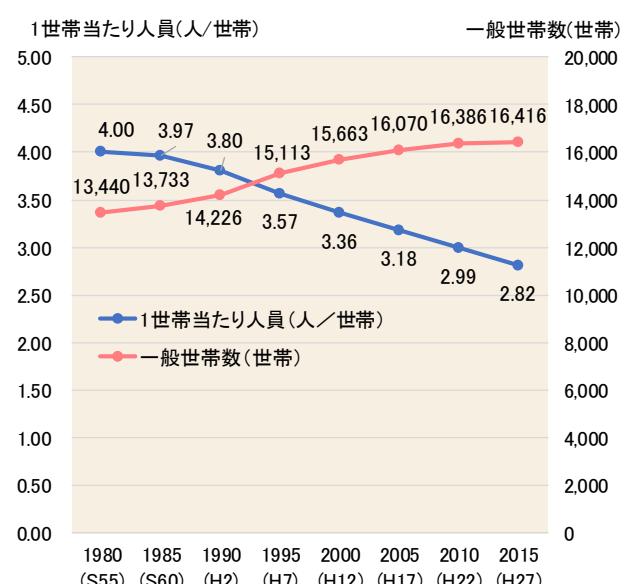


図14 一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移

※一般世帯数とは寮や老人ホームなど施設等の世帯を除いた世帯数を表す。1世帯当たり人員は一般世帯の人員を一般世帯数で除したもの。

出典) 国勢調査

(2) 広域的な高齢化の動向

2015年（平成27年）国勢調査によると、高齢化率は、全国平均や愛知県平均では25%程度ですが、設楽町で47.4%、東栄町で48.8%、豊根村で48.5%となっています。

高齢化の傾向は本市を含む奥三河地域で顕著なものとなっています。

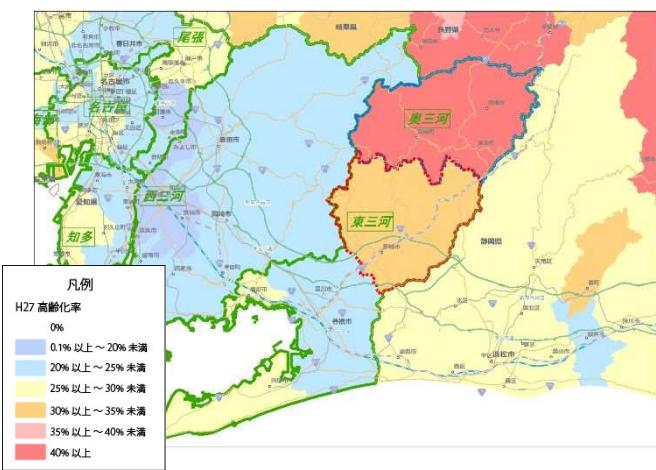


図15 周辺地域の高齢化率の状況 (H27)

出典) 国勢調査

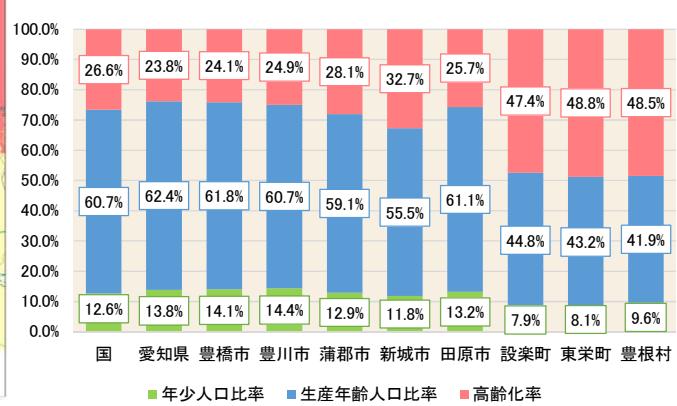


図16 国・県・東三河8市町村別、年齢3区分別 人口比率の比較 (H27)

出典) 国勢調査

(3) 地区別人口

本市の地域自治区別の人口は、最も多いのが千郷地域自治区で最も少ないので舟着地域自治区であり、人口密度については新城地域自治区が最も高く、鳳来北西部地域自治区が最も低くなっています。また、高齢化率が最も高いのは鳳来北西部地域自治区の 50.5% であり、生産年齢人口比率や年少人口比率も最も低くなっています。一方、高齢化率が最も低いのは千郷地域自治区の 26.3% であり、生産年齢人口比率や年少人口比率も最も高い値となっています。

また、国勢調査に基づく 10 年間（2005 年（平成 17 年）～2015 年（平成 27 年））の人口増減をみると、主に都市計画区域内の市街化区域周辺部での増加が比較的多いことが分かります。一方、都市計画区域外である鳳来・作手地区は全体として減少傾向であり、特に鳳来東部地域自治区の北東部、鳳来北西部地域自治区と作手地域自治区の北部ではその傾向が顕著となっています。

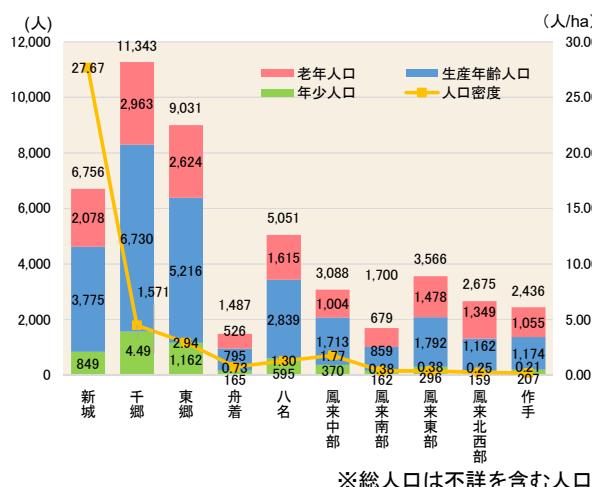


図 17 地域自治区別、年齢3区分別人口 (H27)

出典) 国勢調査

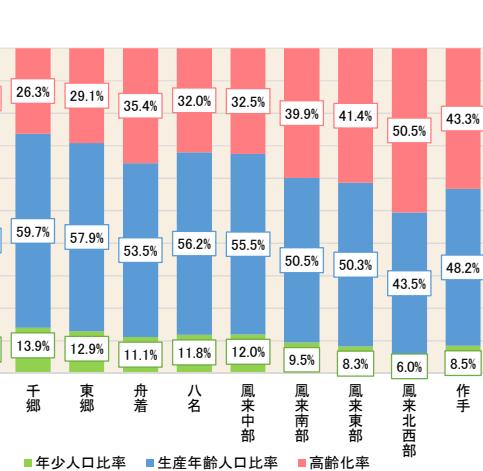


図 18 地域自治区別、年齢3区分別人口比率 (H27)

出典) 国勢調査

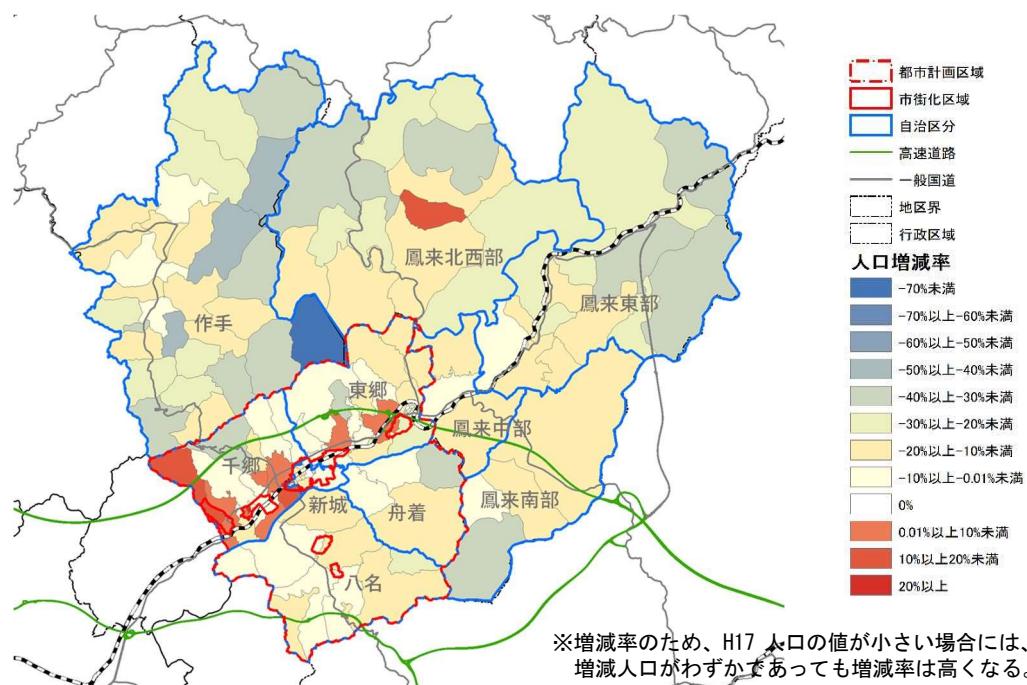


図 19 小地域別人口増減率 (H17~H27)

出典) 国勢調査

将来の地域自治区別人口については、すべての地域自治区で減少傾向にあります。2000年（平成12年）から2045年（令和27年）の人口比では千郷地域自治区の減少率が最も小さく、都市計画区域外の全ての地域自治区で50%を超える減少率となっています。

また、区域別の将来人口推計では、市街化区域が33%減程度、市街化調整区域が40%減程度であるのに対し、都市計画区域外では65%減と大きく減少しています。また、準都市計画区域は2015（平成27年）からの人口比で36%減となっています。

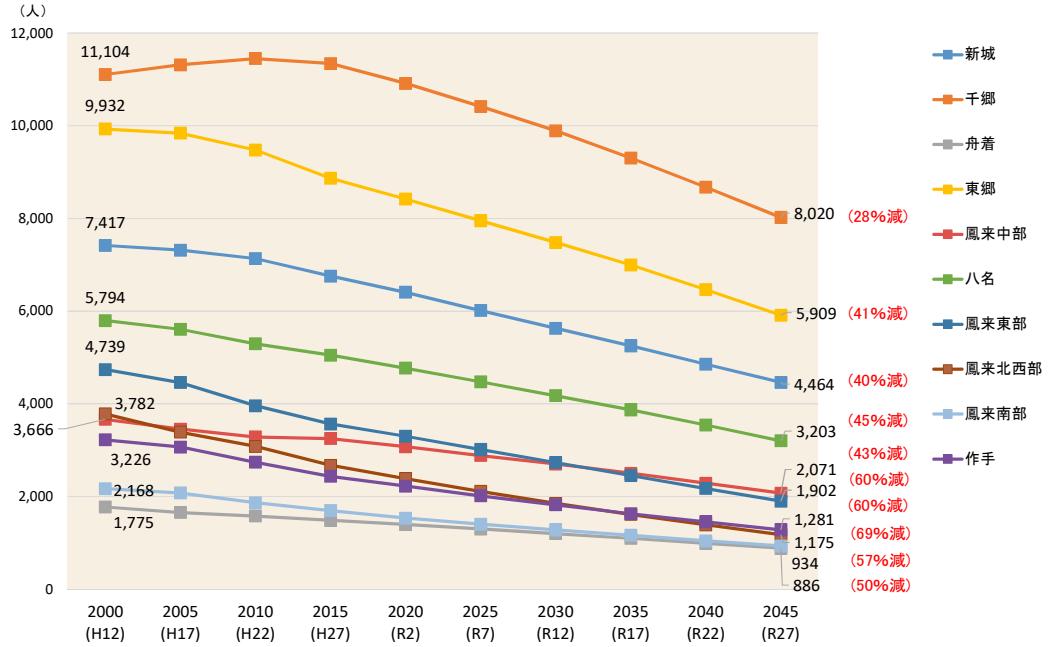


図20 地域自治区別人口の推移とH27を100%とした場合の減少率

出典) 国立社会保障・人口問題研究所 H30.3 市町村別推計値を元にした小地域別推計値を合算

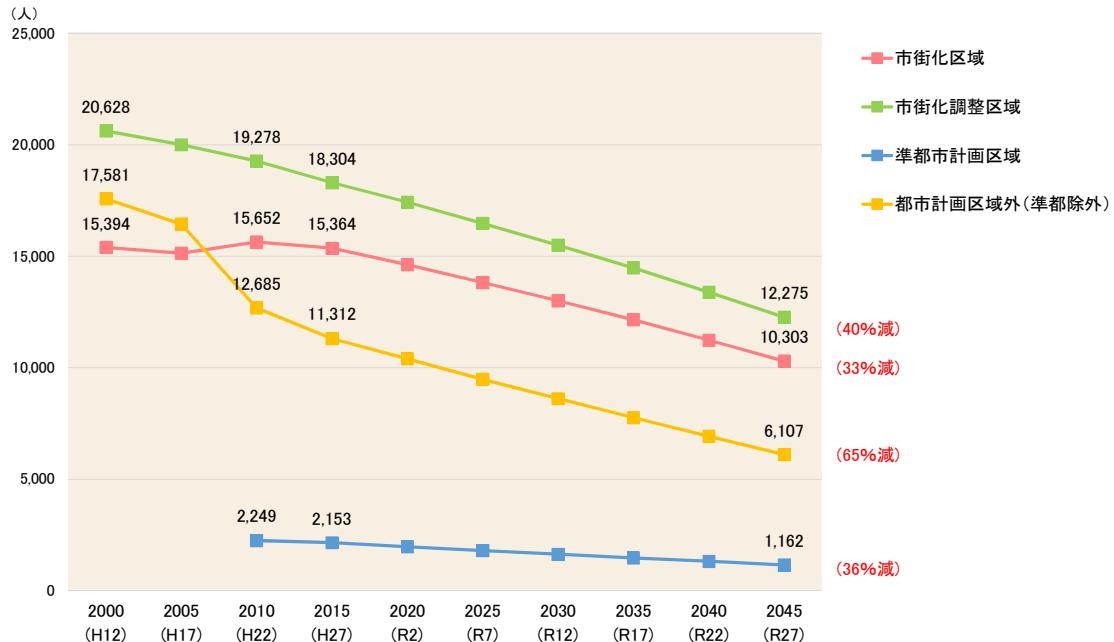


図21 区域別人口の推移とH27を100%とした場合の減少率

※準都市計画区域の減少率はH22との比較、それ以外はH12からの比較

※R2以降の将来予測は、市街化区域と市街化調整区域はH27の都市計画区域に対する人口比、準都市計画区域は都市計画区域外に対する人口比を将来にわたって維持するものとして算出している。

出典) 国立社会保障・人口問題研究所 H30.3 市町村別推計値を元にした小地域別推計値を合算

(4) 人口動態

① 人口流入出（通勤・通学）

2015年（平成27年）の本市における流入・流出人口については、市内に流入している通勤・通学者は6,516人で、市外に流出している通勤・通学者は8,180人となっています。

特に、豊川市や豊橋市との人口流入が多くなっており、それぞれ3,000～4,000人、1,500～2,000人の行き来があり、本市と深いつながりを持っていると言えます。また、東栄町や浜松市は人数こそ少ないものの、本市への流入のほうが多い市町となっています。

内訳をみると、本市に常住する就業者・通学者は26,405人で、豊川市に約3,500人、豊橋市に約1,800人が働きに出ています。また、市内での従業者・通学者は24,790人であり、同じく豊川市から約3,100人、豊橋市から約1,500人が働きに来ています。

通学者は豊川市に373人、名古屋市・豊橋市にそれぞれ137人が通っていますが、市内の学校へは、豊川市から301人、豊橋市から77人のほか、次いで多いのが設楽町や東栄町からのそれぞれ15人と17人であり、比較的多くの学生が通って来ています。

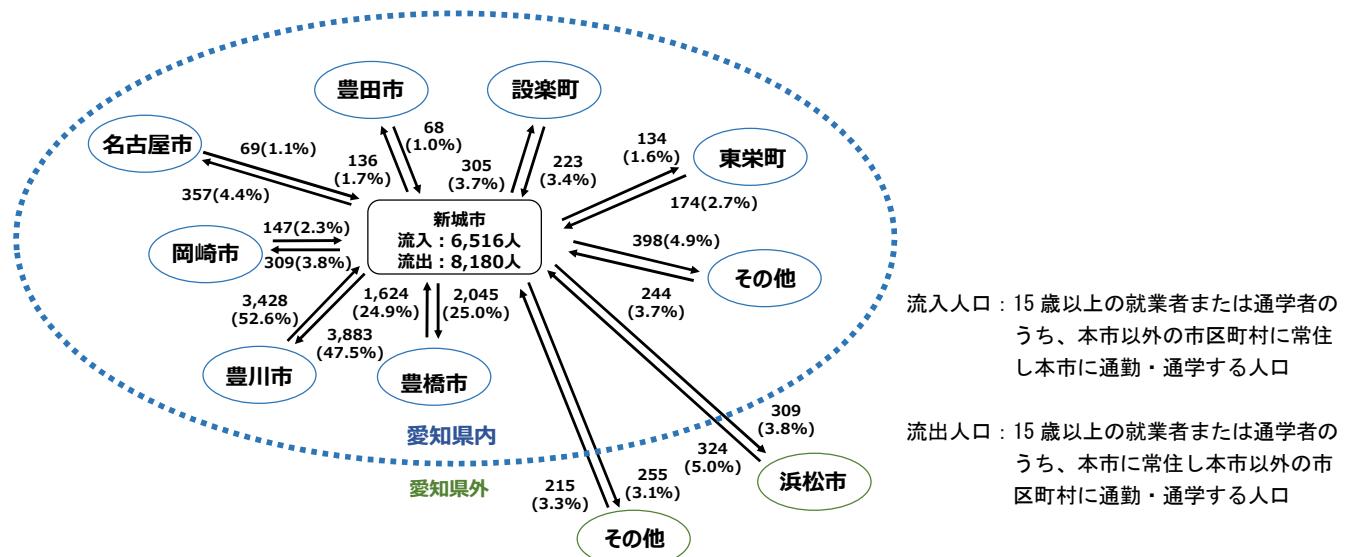


図22 流入・流出人口の状況 (H27)

出典) 国勢調査

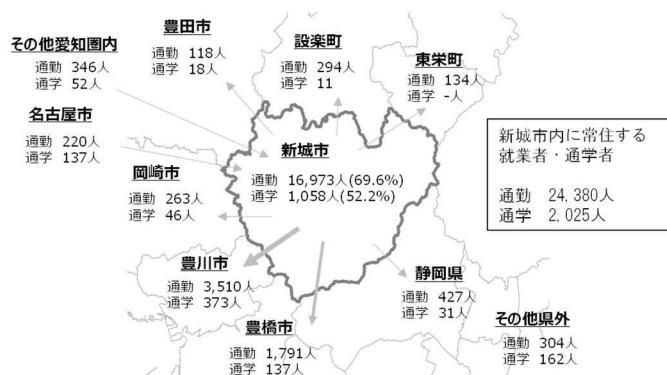


図23 本市からの従業地別の通勤通学 (H27)

※ () 内は本市の就業・通学者のうち、
本市内で就業・通学する人の割合

出典) 国勢調査

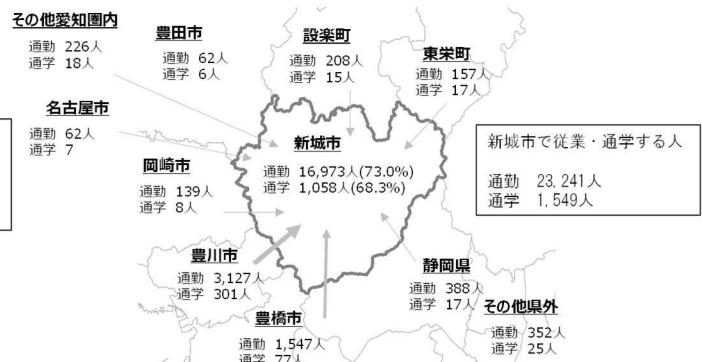


図24 本市への常住地別の通勤通学 (H27)

※ () 内は本市内で就業・通学する人
のうち、本市民の割合

出典) 国勢調査

② 社会増減・自然増減

本市の人口増減は1998年（平成10年）以降減少傾向にあります。1998年（平成10年）は200人程度の減少でしたが、2018年（平成30年）は700人以上の人口が減っており年々減少傾向が大きくなっていると言えます。

人口増減は、転入・転出による社会増減と出生・死亡による自然増減に分類されます。社会増減については、1997年（平成9年）までは転入者数が転出者数をわずかに上回っていましたが、1998年（平成10年）以降、転出者数が転入者数を上回っておりその傾向は現在も続いています。また、自然増減については、死亡者数が出生者数を上回る傾向は変わっていませんが、高齢者の増加や少子化による影響からその差は年々大きくなっています。

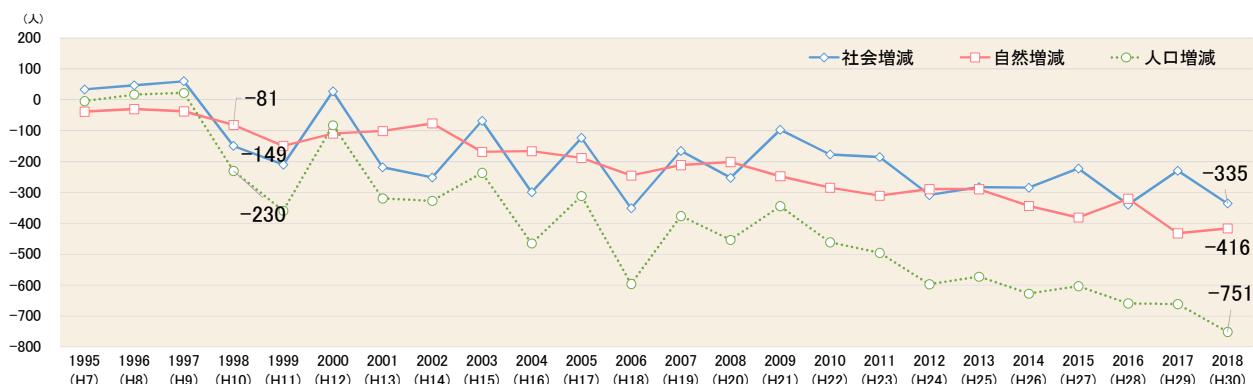


図25 社会増減・自然増減の推移

※各年の値は前年からの増減数を示す

出典) 住民基本台帳

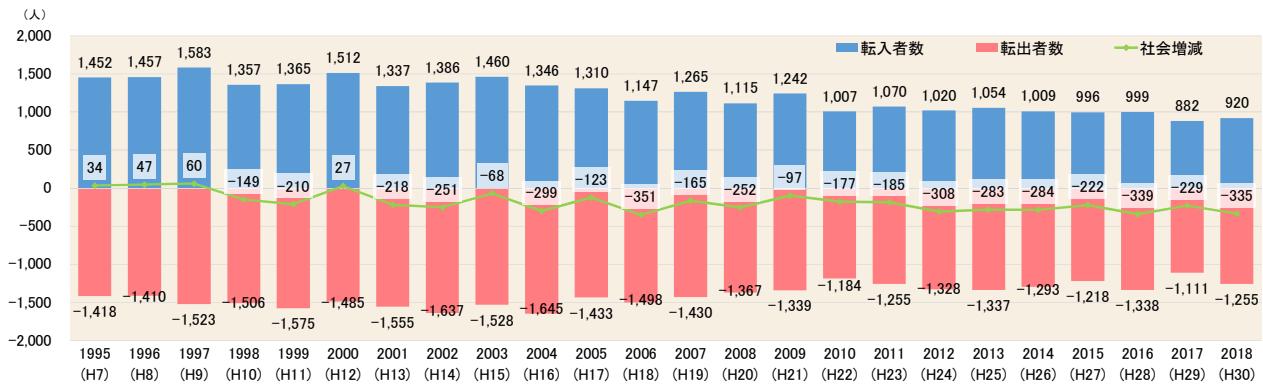


図26 転入転出・社会増減の推移

出典) 住民基本台帳

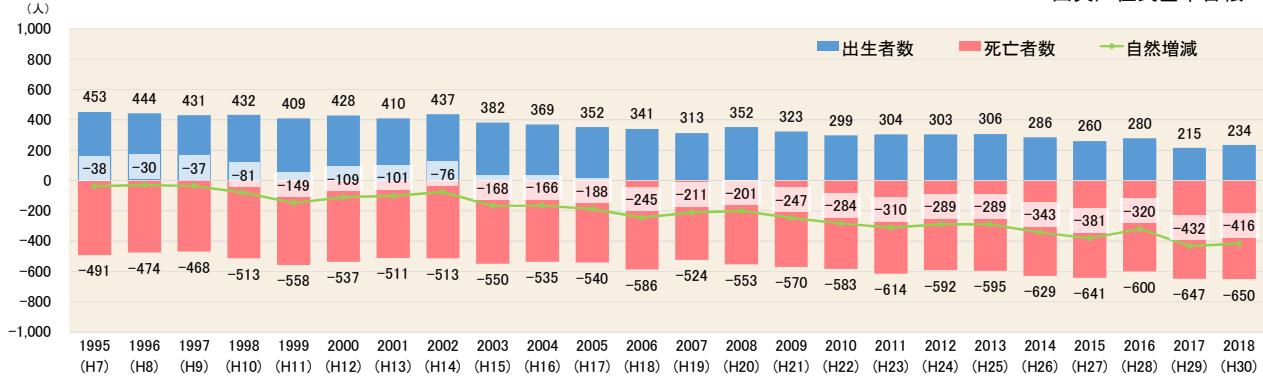


図27 出生死亡・自然増減の推移

出典) 住民基本台帳

1-4 産業動向

(1) 産業別就業人口

本市の産業別就業人口は 23,993 人で、第 1 次産業が 8.6%、第 2 次産業が 37.9%、第 3 次産業が 53.5% となっています (2015 年 (平成 27 年))。中でも第 3 次産業割合は増加傾向にありますが、第 1 次産業及び第 2 次産業割合は減少傾向にあり、第 1 次産業は 35 年前の 1980 年 (昭和 55 年) の 18.8% から 10 ポイント以上の減少となっています。

また、本市で働いている従業者は、製造業が最も多く、次いで卸売業・小売業となっています。一方事業所数は、卸売業・小売業が最大で次いで建設業や製造業と続いています。

稼ぐ力 (特化係数) でみると、ゴム製品製造業が最も高い値を示しています。また、木材・木製品製造業は雇用者数は少ないものの稼ぐ力はあるとされています。

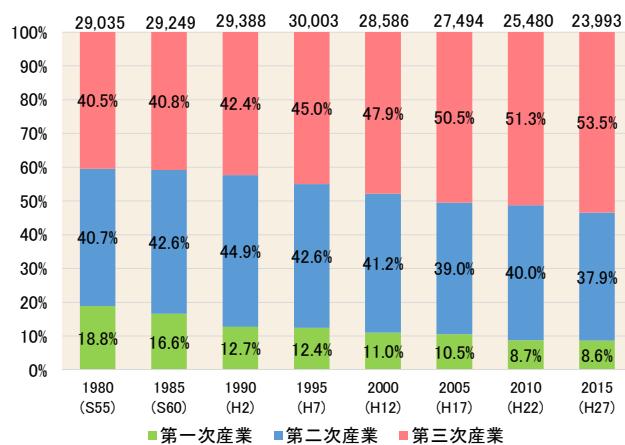


図 28 産業別就業人口割合の推移

出典) 国勢調査

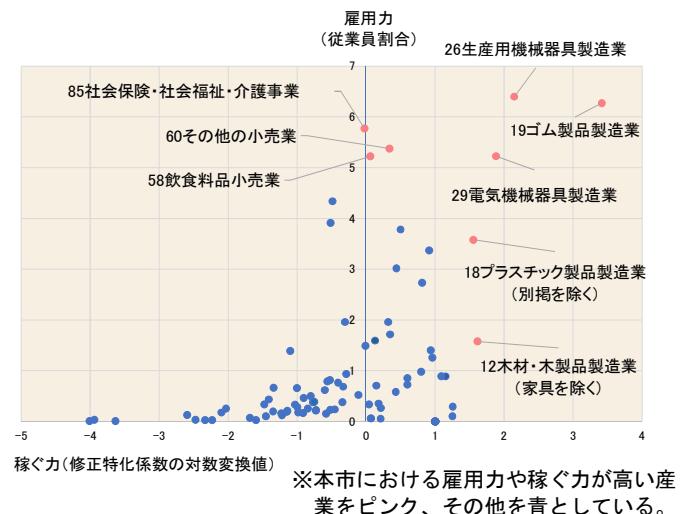


図 29 地域の産業・雇用創造チャート (H28)

出典) 経済センサス

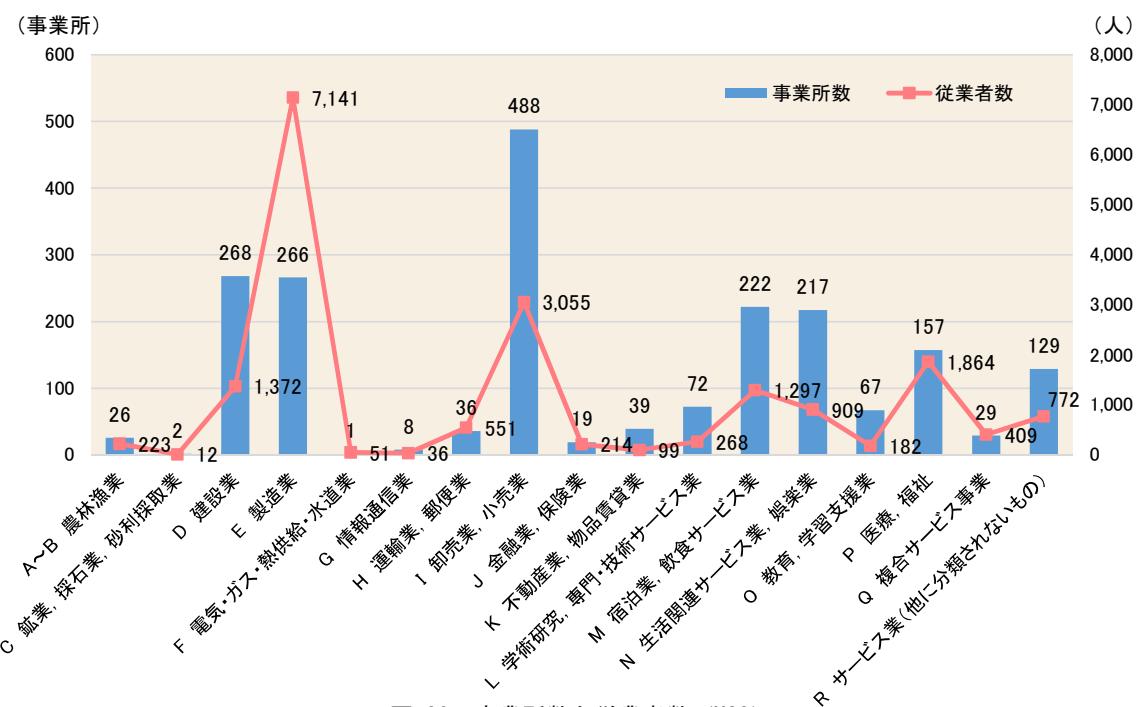


図 30 事業所数と従業者数 (H28)

出典) 経済センサス

(2) 農業の動向

本市の農家数は減少傾向にあり、1980年（昭和55年）の5,720戸から2015年（平成27年）には2,964戸と5割程度減少しています。経営耕地面積も年々減少しており、1980年（昭和55年）の3,145haから2015年（平成27年）では1,577haと半分の面積となっています。

また、農業従事者数の年齢構成では、非高齢者（15～59歳）の割合が20%程度と、愛知県や全国平均と比べて大幅に低く、一方で85歳以上は6.6%と約2倍の割合となっています。

本市の耕作放棄地面積は増加傾向にあり、2010年（平成22年）から2015年（平成27年）で17.4ha増加しています。増減率では105.2%となっており、愛知県や全国平均より高くなっています。

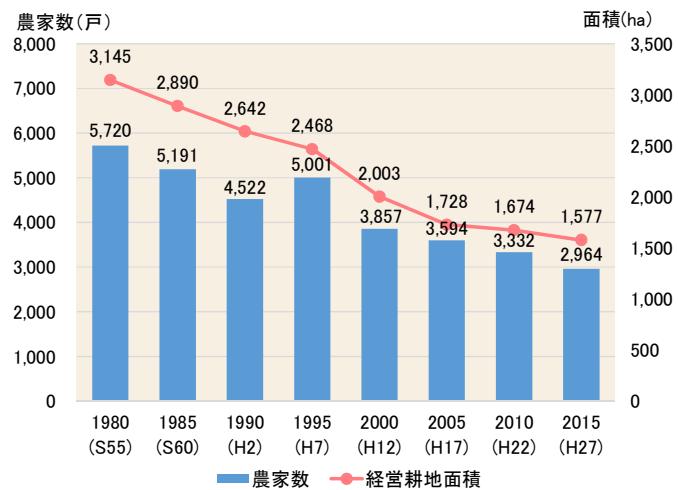


図31 農家数、経営耕地面積の推移
出典) 農林業センサス

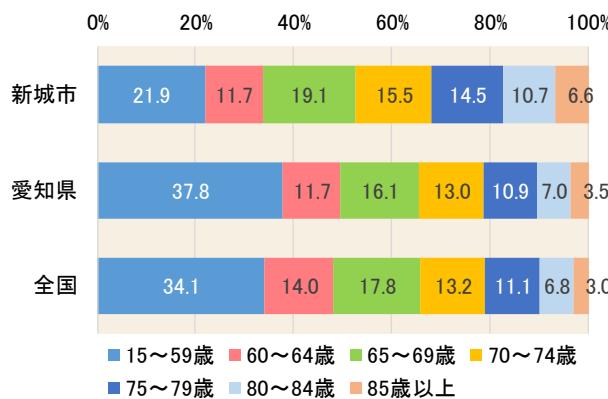


図32 年齢別農業従事者数 (H27)

出典) 国勢調査

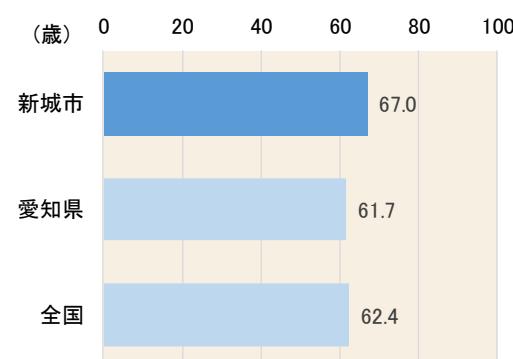


図33 農業従事者の平均年齢 (H27)

出典) 国勢調査

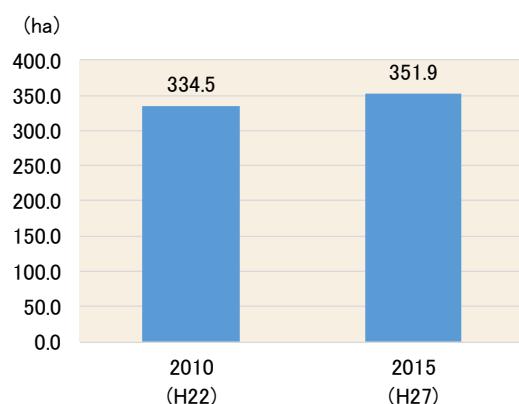


図34 耕作放棄地面積

出典) 農林業センサス

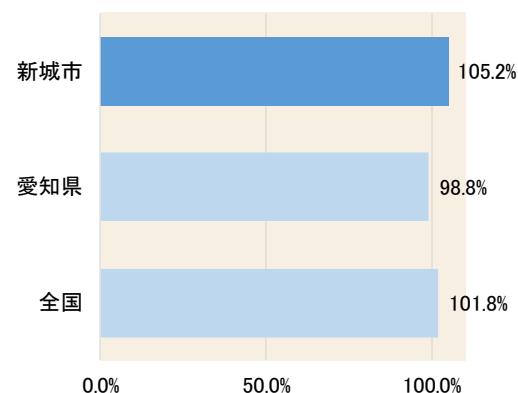


図35 耕作放棄地増減率 (H22～H27)

出典) 農林業センサス

(3) 林業の動向

本市の森林率は83%であり、愛知県や全国平均と比べても非常に高い傾向にあります。一方、林家数や保有山林面積は年々減少傾向にあります。

また、用途別素材生産量では近年、パルプ・チップ向けの生産が増加傾向にありますが、間伐材利用量は年間約14,000m³とやや減少傾向にあります。

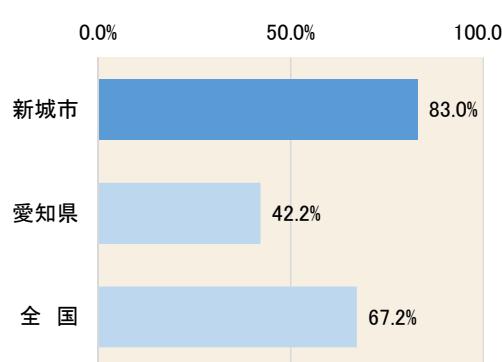


図 36 森林率 (H29)

出典) 愛知県林業統計書

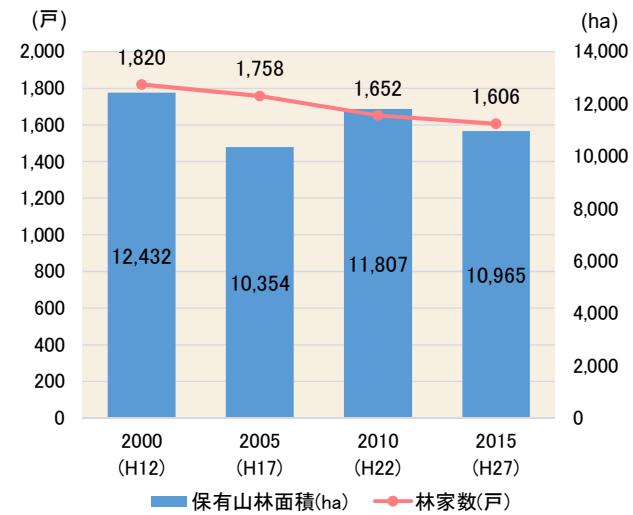


図 37 林家数・保有山林面積

出典) 愛知県林業統計書

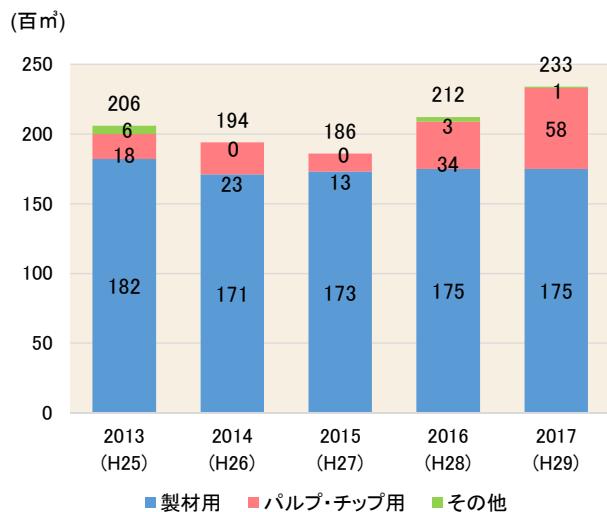


図 38 用途別素材生産量

出典) 愛知県林業統計書

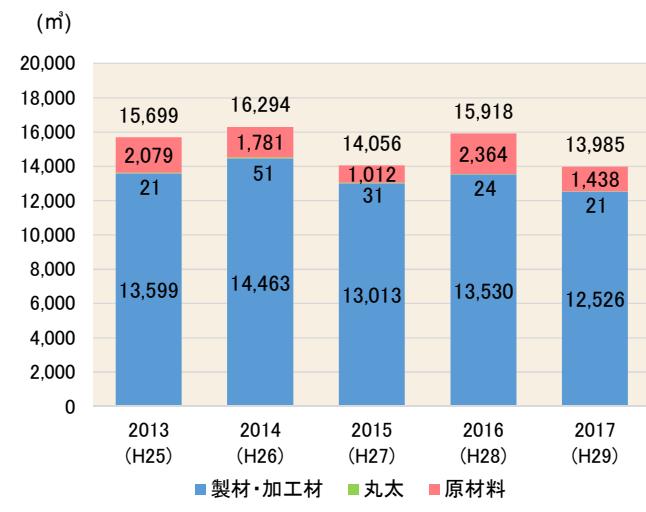


図 39 間伐材利用量

出典) 愛知県林業統計書

(4) 工業の動向

本市の事業所数は、1990年（平成2年）以降減少傾向であり2015年（平成27年）には156事業所となっていますが、製造品出荷額等については、2000年（平成12年）以降増加傾向であり2015年（平成27年）には3,354億5,500万円となっています。

製品別でみると、2017年（平成29年）ではゴム製品が最も出荷額が多く、次いでプラスチック製品、電気機械器具、生産用機械器具、非鉄金属となっています。

これら製造業の集積する地区として、本市では8つの工業・企業団地が立地しており、新東名高速道路新城IC付近や、国道301号沿道などに分布しています。



図40 事業所数（製造業）、製造品出荷額等の推移
出典) 工業統計



図41 主力工業製品の製造品出荷額の推移
出典) 工業統計

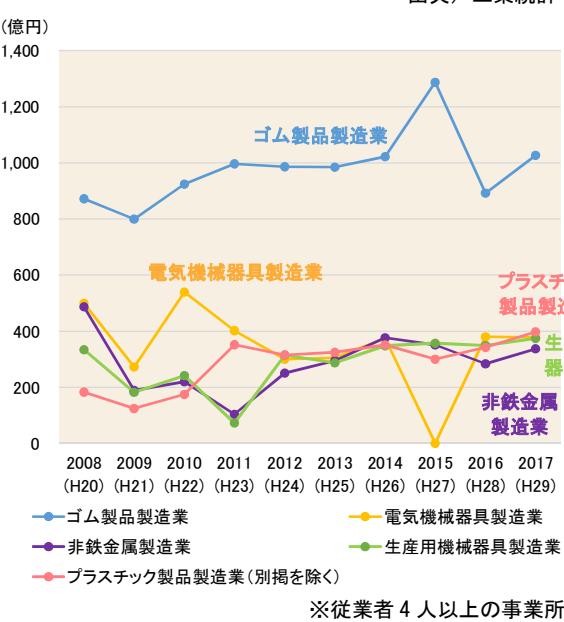


図42 製造品出荷額等の内訳と推移
出典) 工業統計



図43 工業・企業団地位置図

(5) 商業の動向

本市の商業店舗数は年々減少傾向であり、2016年（平成28年）では420店舗と1982年（昭和57年）の半数以下となっています。同じく、年間商品販売額については、1997年（平成9年）のピーク以降減少傾向にあり、2016年（平成28年）は491億2,800万円とピーク時の7割程度となっています。

新城駅周辺の商店への聞き取り調査（2018年（平成30年）10月愛知大学）によると、商店主の2/3が高齢者となっています。操業年数が80年を超える老舗もありますが、半数以上が後継者がいないと回答しており、子ども次第など不明確なものも含めると、70%を超える商店で後継者不在となっています。

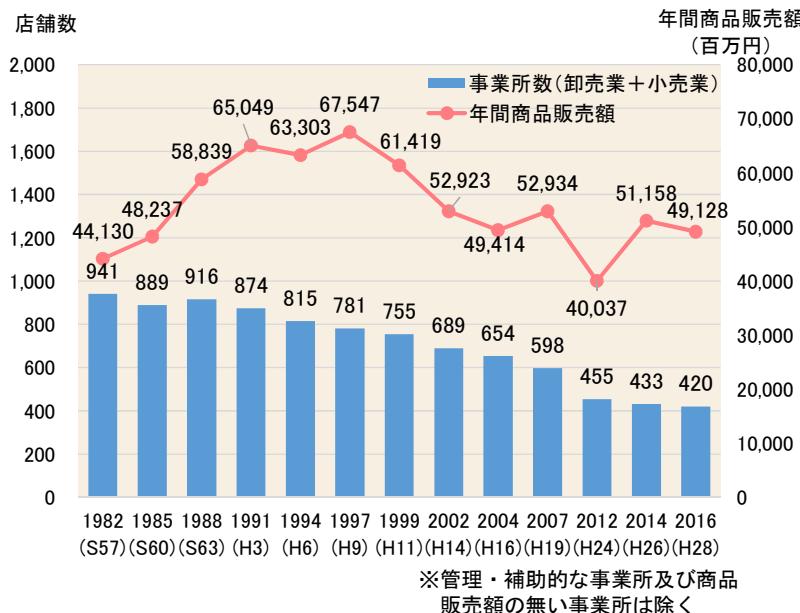


図44 事業所数（卸売業＋小売業）、年間商品販売額の推移

出典) 商業統計 (S57~H19、H26)
経済センサス (H24、H28)

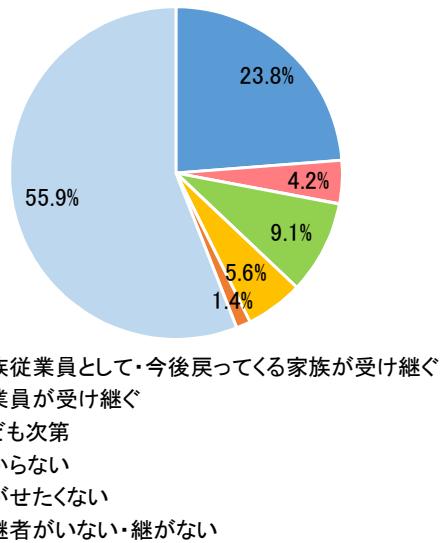


図45 後継者について

出典) 商店街での聞き取り調査
(H30.10 愛知大学)

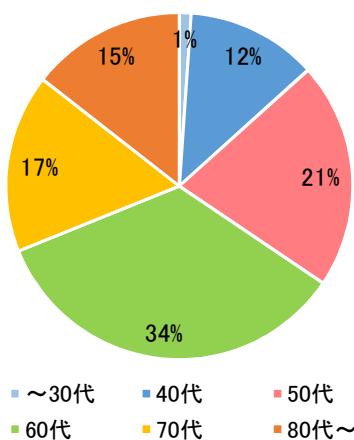


図46 店主の年齢

出典) 商店街での聞き取り調査
(H30.10 愛知大学)

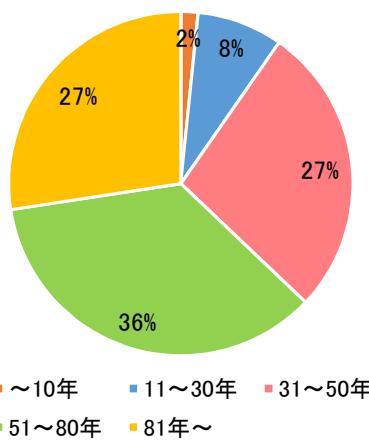


図47 操業年数

出典) 商店街での聞き取り調査
(H30.10 愛知大学)

1-5 土地利用状況

(1) 土地利用の規制

本市の都市計画区域は、新城地区に指定され（11,794ha）、東三河都市計画区域の一角をなしています。

都市計画区域は市街化区域（536ha）と市街化調整区域（11,258ha）に区分されており、市街化区域には、住居系用途地域を307ha、商業系用途地域を25ha、工業系用途地域を204ha指定しています。

第一種住居地域・第二種住居地域の一部と近隣商業地域及び商業地域の全域には、準防火地域（29ha）を指定しており、工業地域（61ha）の一部において、特別用途地区（新城南部産業振興地区13ha）を指定しています。

地区計画として、市街化区域では的場地区地区計画（2.2ha）、城北西部地区計画（5.3ha）、石田・橋向地区計画（14.6ha）、平井地区計画（7.6ha）を指定し、市街化調整区域では、八名井企業団地地区計画（8.4ha）、杉山住宅団地地区計画（1.8ha）、新城IC周辺地区計画（6.3ha）を指定しています。

また、準都市計画区域として、新城長篠準都市計画区域（252ha）が指定され、全域に新城長篠準都市計画特定用途制限地域（252ha）を指定しています。

農業振興地域（7,809ha）は、新城地区では市街化区域を除くほぼ全域、鳳来地区・作手地区では国道などの沿道を中心に指定されており、農用地区域は3,477haを指定しています。また、森林法関連では、「保安林」「地域森林計画対象民有林」が広い範囲の森林で指定されています。

自然公園は、国定公園として、一級河川豊川を中心に「天竜奥三河国定公園（5,618ha）」、豊田市との行政区域界周辺に「愛知高原国定公園（1,568ha）」が指定され、県立自然公園として「本宮山県立自然公園（4,595ha）」「桜淵県立自然公園（2,517ha）」、豊橋市との行政区域界周辺に「吉祥山自然環境保全地域（10ha）」が指定されています。

また、鳳来寺山付近には大津谷鳥獣保護区特別保護地区（163ha）が指定されており、鳥獣の生息環境が維持され、野生鳥獣に触れ合える貴重な場所が維持されています。

その他、河川保全区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊区域、地すべり防止区域、土砂災害（特別）警戒区域が主要な河川や山間部に指定されており、防災上の規制がかけられています。

※用途地域：都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街化区域において、住居、商業、工業など目指すべき市街地像に応じて土地利用を定めるもので13種類（住居系8種、商業系2種、工業系3種）あります。

※準防火地域：都市計画法に基づき、市街地における火災の危険を防除するために定める地域のことです。地域内では、一定の建物を耐火建築物や準耐火建築物、または防火上必要な技術的基準に適合する建築物とする必要があります。

※特別用途地区：用途地域内の一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るために、用途地域の指定を補完して定める地区のことです。

※特定用途制限地域：用途地域が定められていない市街化調整区域を除く土地の区域内において、良好な環境の形成や保持のため、地域の特性に応じて、特定の用途の建築物等の制限を行う地域のことです。

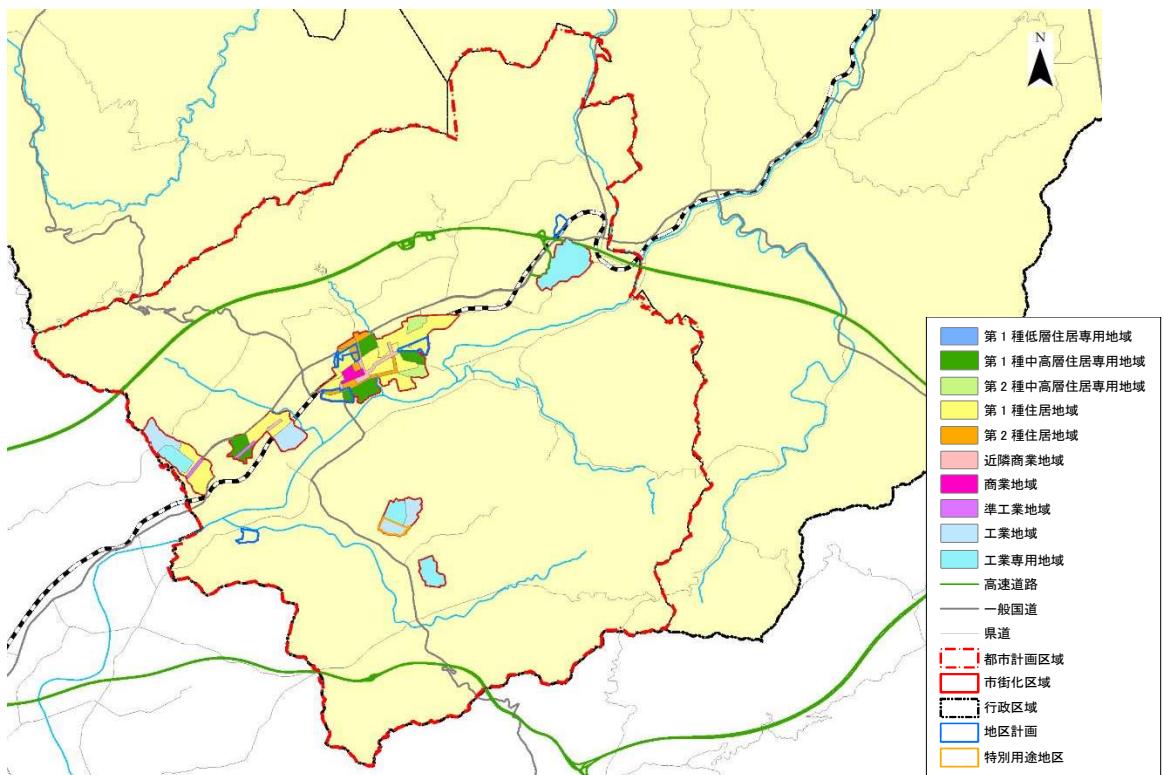


図 48 用途地域の指定状況

出典) 基盤地図情報、国土数値情報

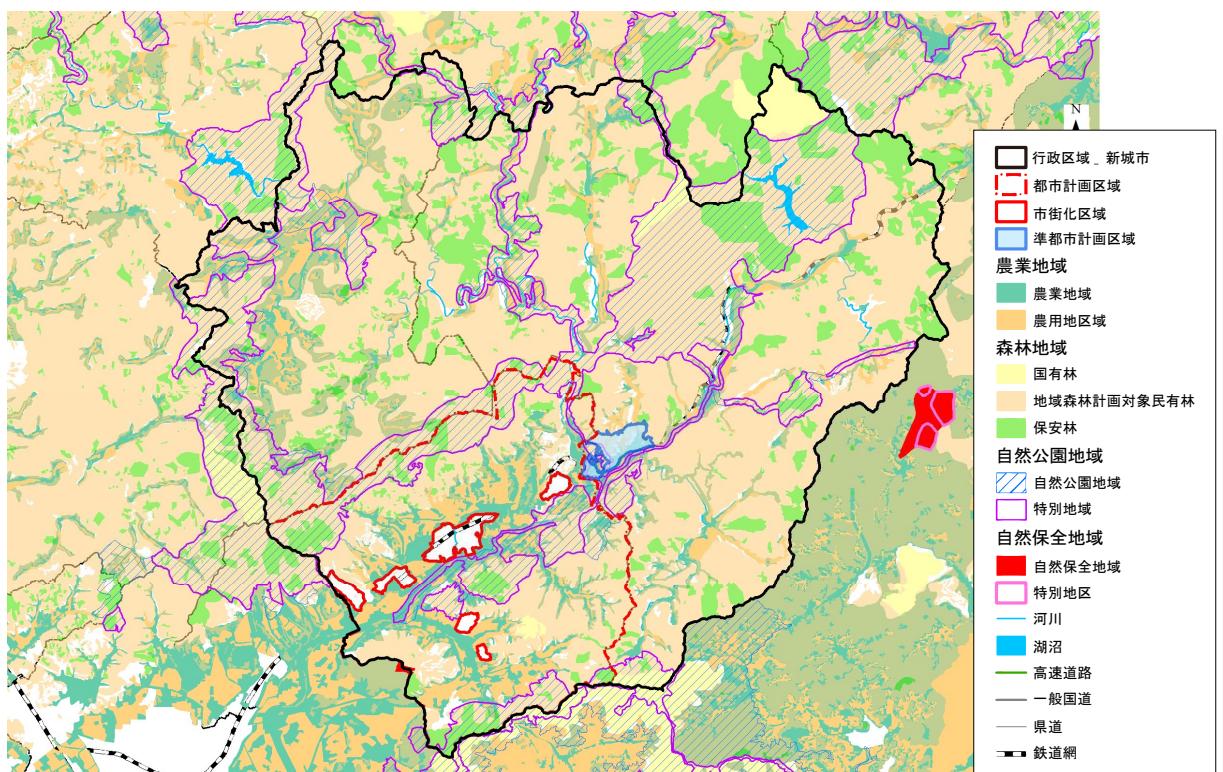


図 49 法規制の状況

出典) 基盤地図情報、国土数値情報

(2) 土地利用現況

本市の土地利用の83%を占める森林の面積は、1990年（平成2年）以降わずかに減少傾向にあります。また、農用地も減少傾向にあり、2015年（平成27年）は1990年（平成2年）の約81%となっています。

一方、住宅用地や工業用地は増加傾向にあり、住宅用地は112%、工業用地は132%となっており、土地区画整理事業の完了や工業・企業団地の立地が影響していると考えられます。

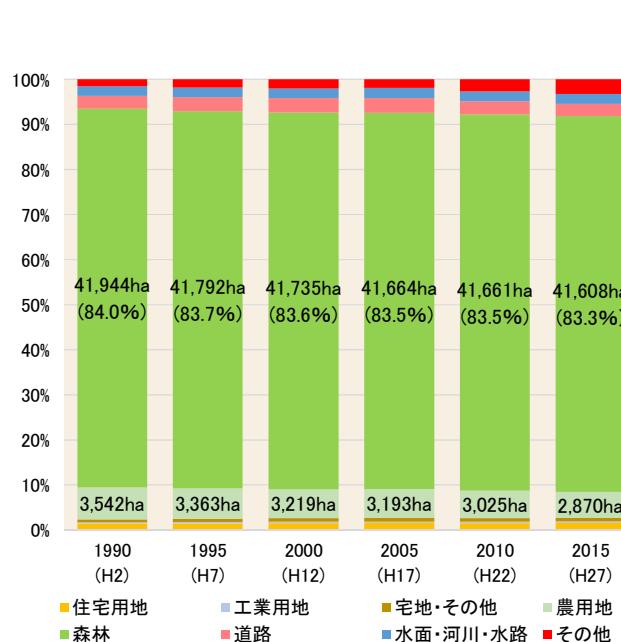


図50 土地利用状況

出典) 土地に関する統計年報

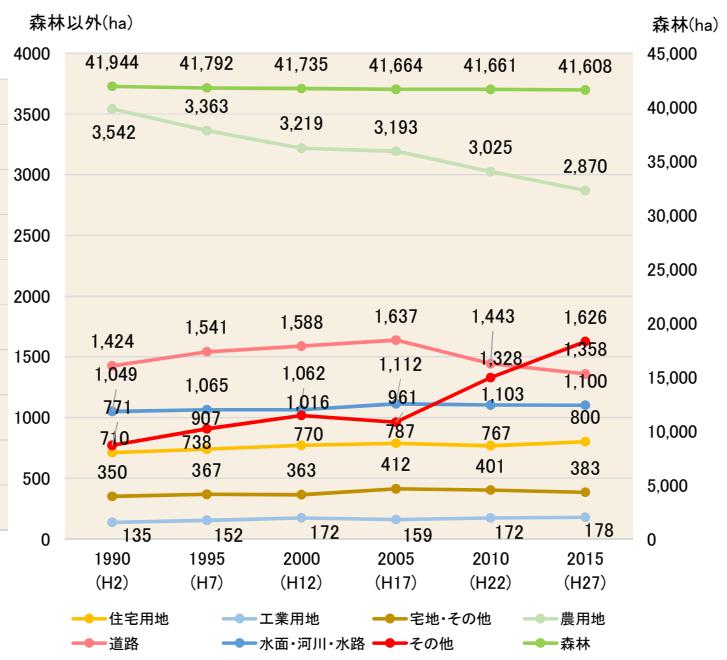


図51 地目別面積の推移

出典) 土地に関する統計年報

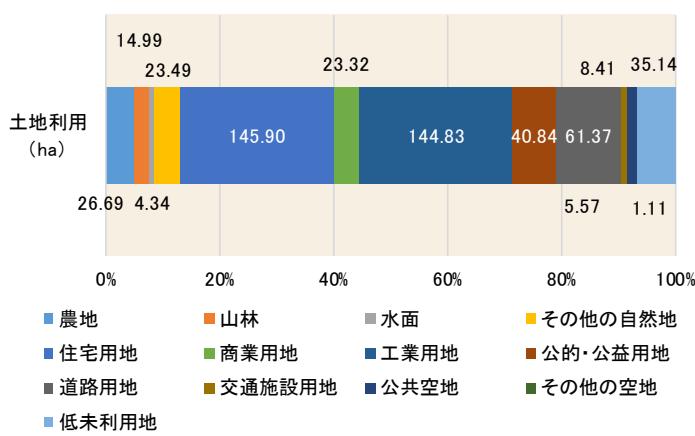


図52 土地利用状況 (市街化区域) (H30)

出典) 都市計画基礎調査

※土地区画整理：道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業です。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい、道路や公園などの公共用地が増える分に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てることができます。地権者においては、宅地の面積は従前に比べ小さくなるものの、都市計画道路や公園等の公共施設が整備され、土地の区画が整うことにより、利用価値の高い宅地が得られます。

(3) 開発の動向

本市の開発動向は、国道 151 号や国道 301 号沿道で主に発生しており、国道を通過する交通の増加に伴い、需要が高くなっています。新東名高速道路新城 IC の開設によってもその傾向は助長され、ますます増えていくものと考えられます。

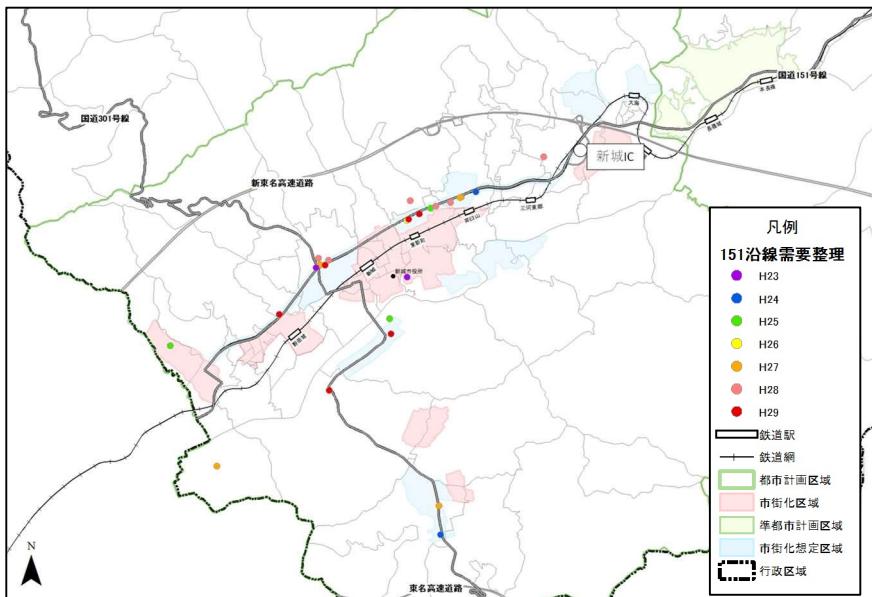


図 53 国道 151 号沿道の開発意向

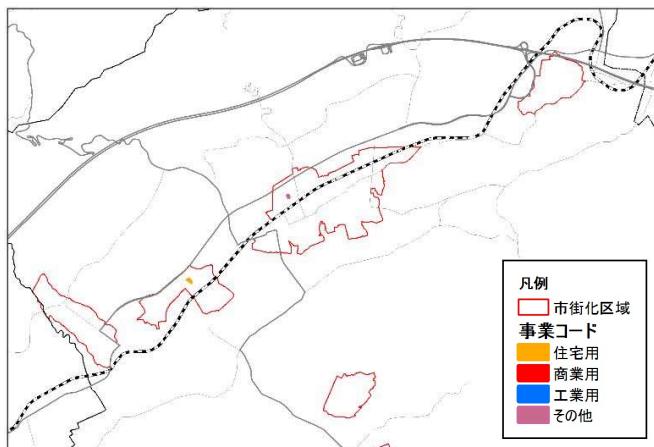


図 54 開発許可状況（市街化区域）(H26~H29)
出典) 都市計画基礎調査

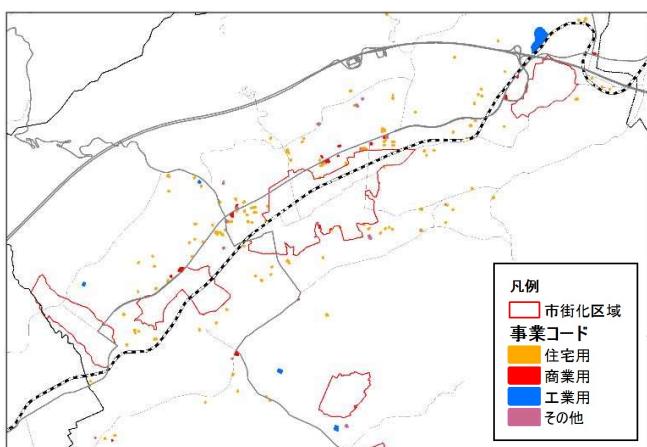


図 55 開発許可状況（市街化調整区域）(H26~H29)
出典) 都市計画基礎調査

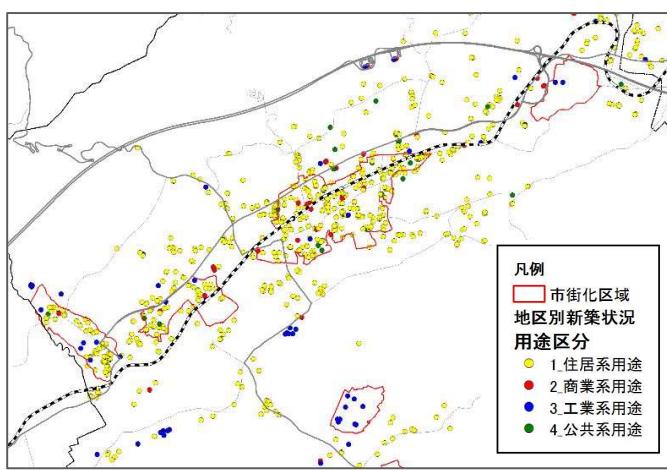


図 56 新築動向 (H24~H28)
出典) 都市計画基礎調査

※開発許可：市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を担保し、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的とするもので、都市計画法第 29 条に定められています。

(4) 空き家の動向

本市の空き家率は、2013年（平成25年）で13.2%と全国平均を下回っていましたが、平成30年には15.7%と大きく上昇し、愛知県平均より4ポイント、全国平均より2ポイント上回っています。さらには、二次的住宅や賃貸・売却用の住宅を除いた日常的に人が住んでおらず、利活用の頻度も低い「その他の住宅」が空き家に占める割合は、周辺市町村に比べて高くなっています。

また、空き家と思われる建物の分布状況では、国道 151 号や国道 301 号、主要地方道である岡崎設楽線や長篠東栄線といった道路の沿道に比較的多く分布しています。

空き家の発生要因である居住者の死亡や移動においては、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が増加傾向にあることから、今後も空き家の増加が予想されます。

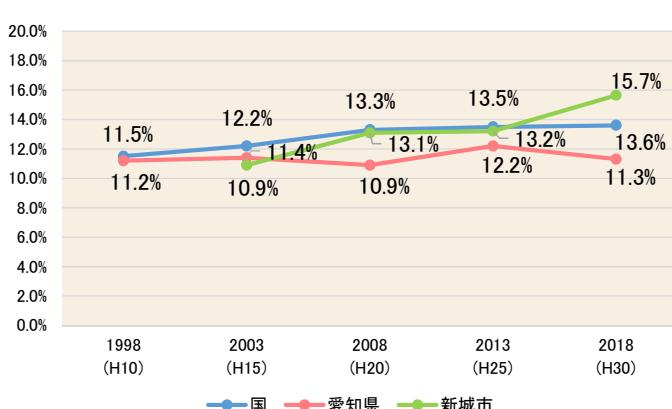


図 57 空き家率の推移

出典) 住室・土地統計調査

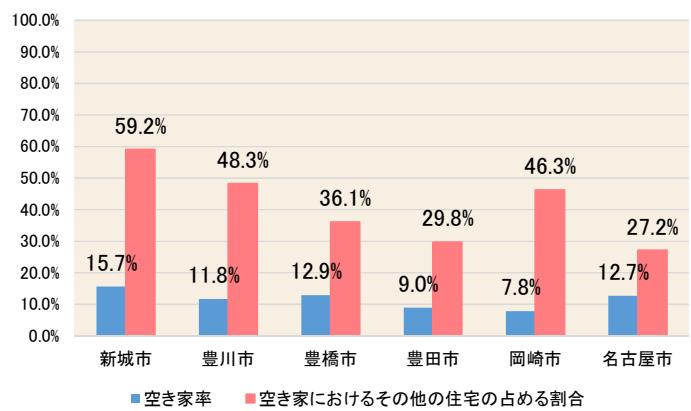


図 58 空き家に占めるその他の住宅の割合（H30）

出典) 住宅・土地統計調査

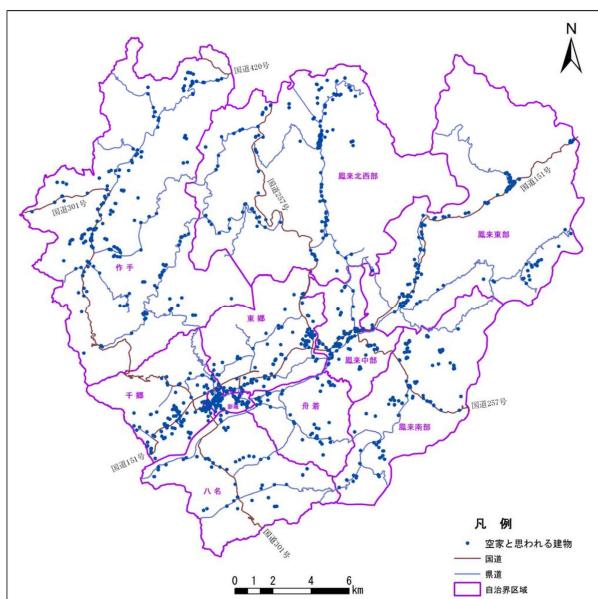


図 59 空き家と思われる建物分布

出典) 新城市空家等対策計画 (H29.3 新城市)

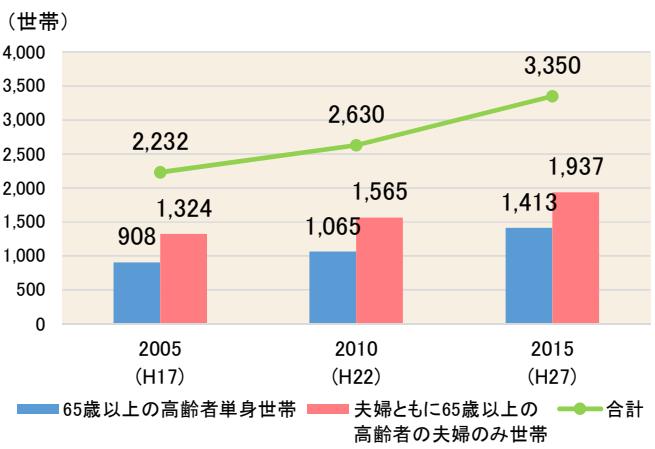


図 60 高齢者世帯の推移

出典) 新城市空家等対策計画 (H29.3 新城市)

※その他の住宅：「賃貸用の住宅」「売却用の住宅」「二次的住宅」以外の住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅のほか、空き家の区分の判断が困難な住宅などを含んでいます。

(5) 太陽光発電設備設置の動向

本市では、太陽光発電が再生可能エネルギーの中で最も普及が進んでいることを踏まえ、2015年（平成27年）10月に発電規模50kw以上の設備設置を対象として届け出の提出等を指導するため「新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」を策定しました。しかし、発電規模50kw未満の設備設置において地域とトラブルとなる事案が生じたことから、2018年（平成30年）4月に本指導要綱の対象を拡大し、発電規模10kw以上の設備設置を対象としました。

届出件数としては、50kw以上の設備設置よりも50kw未満の設備設置が多く、いわゆるメガソーラーではなく小規模な太陽光発電設備の増加が顕著となっています。

発電施設が占有する土地の面積についても年々増加しており、2019年（令和元年）現在40haを占めるまでとなっています。また、その従前の土地の地目は山林や田畠など自然的土地利用が大半を占めています。

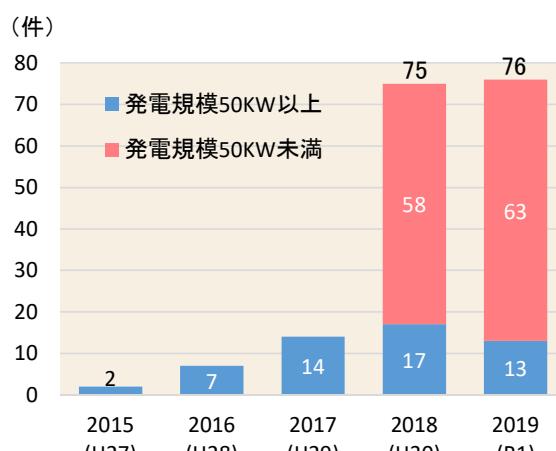


図61 届出件数の推移

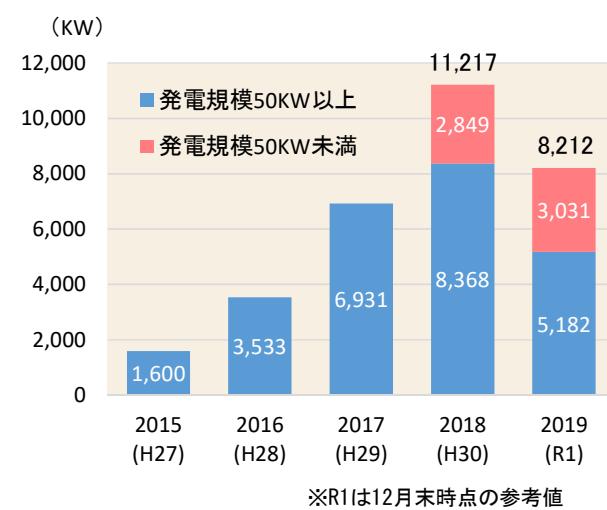


図62 発電規模の推移

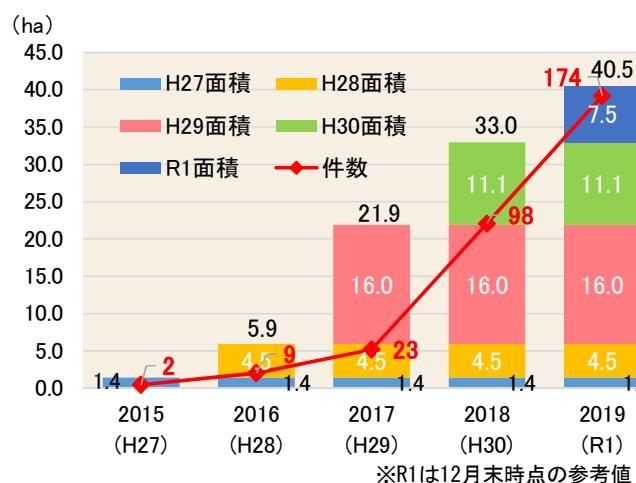


図63 発電施設の占有面積・件数の推移(累積)

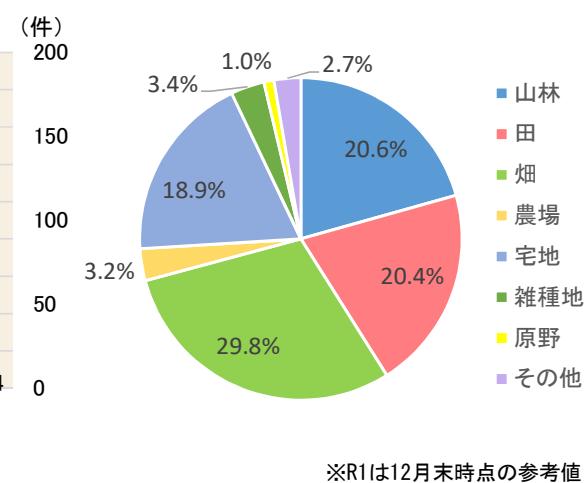


図64 従前の土地の地目(H27～R1)

1-6 災害の状況

(1) 大規模地震災害の危険性

地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によると、南海トラフ沿いの地域においては、マグニチュード8~9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70~80%（2019年（平成31年）1月1日現在）とされており、大規模地震発生の切迫性が指摘されています。

本市は、東海地震に係る「地震防災対策強化地域」及び南海トラフ地震に係る「南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村」に指定されており、東北地方太平洋沖地震を教訓に最大クラスの巨大な地震を想定し、突発地震に備えた事前対策から事後対応、復旧・復興まで、地震対策の取り組みが総合的に進めているところです。また、大規模広域災害にも対応し得る積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県・市町村間の相互支援体制の構築を推進しています。

(2) その他の災害

本市には、市内各所で土砂災害特別警戒区域（土石流、急傾斜地）が指定されており、一定の開発行為等が制限されています。また、土砂災害警戒区域についても多くの箇所で指定されています。

近年、2014年（平成26年）豪雨による広島土砂災害や、2018年（平成30年）豪雨災害、2019年（令和元年）千葉県豪雨災害など、これまでにない水害が想定外の場所で発生しつつあります。本市の洪水ハザードマップでは、2階の屋根以上が浸水する5m以上の浸水想定をしています。

また、広大な市域は中山間地域を多く抱えており、災害時には交通・情報の途絶により孤立集落が発生する可能性が考えられます。

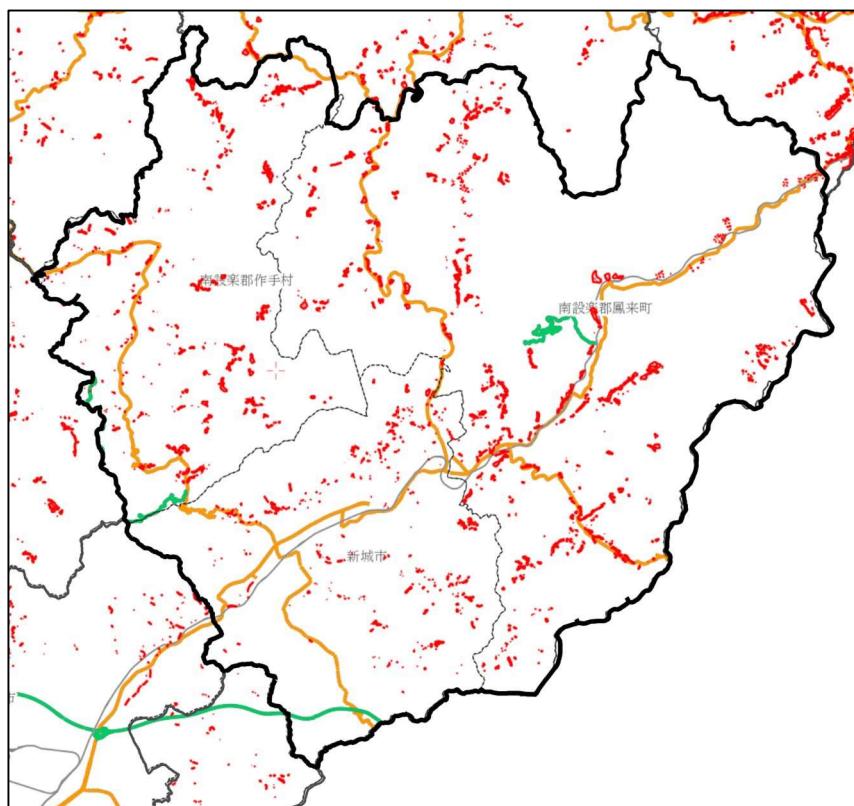


図 65 土砂災害特別警戒区域

出典) 愛知県土砂災害情報マップ

1-7 道路網・公共交通網の状況

(1) 道路交通施設の状況

本市は、高速道路が2路線、国道が5路線、主要地方道が6路線、県道が22路線走り主要な道路網を形成しています。

広域的な道路網では、2016年（平成28年）の新東名高速道路新城ICの開設の効果は大きく、2012年（平成24年）に浜松いなさJCTから鳳来峡ICまで開通した三遠南信自動車道とともに東西の重要な幹線交通網となっています。

また、国道151号、国道257号、国道301号は、東西・南北方向に縦横断しており、新城地区、鳳来地区、作手地区を結ぶ幹線道路であるとともに、交通量も多く、本市と豊川・豊橋方面や奥三河地域、浜松・飯田方面など周辺都市とを結ぶ広域的な幹線軸にもなっています。

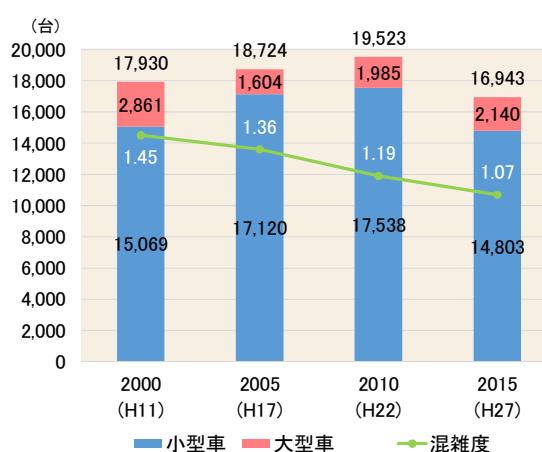


図 67 国道151号の交通量の推移

出典) 道路交通センサス

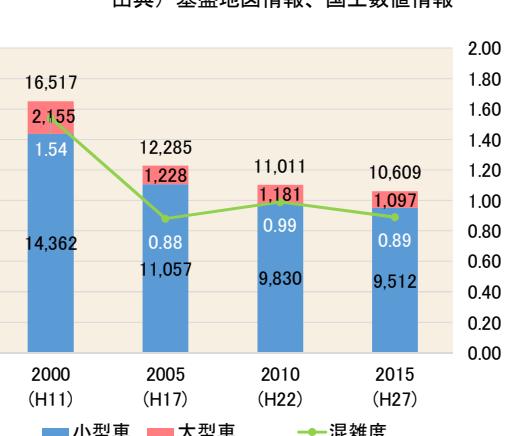


図 68 国道301号の交通量の推移

出典) 道路交通センサス

(2) 公共交通

① 鉄道網

本市の鉄道は、JR飯田線が東西に走っており、豊橋駅から新城駅まで約30分となっています。また、市内には15の駅が存在し、1時間に1~3往復運行しています。

乗降客数は年々減少傾向にありますが、野田城駅・東新町駅については増加傾向にあります。

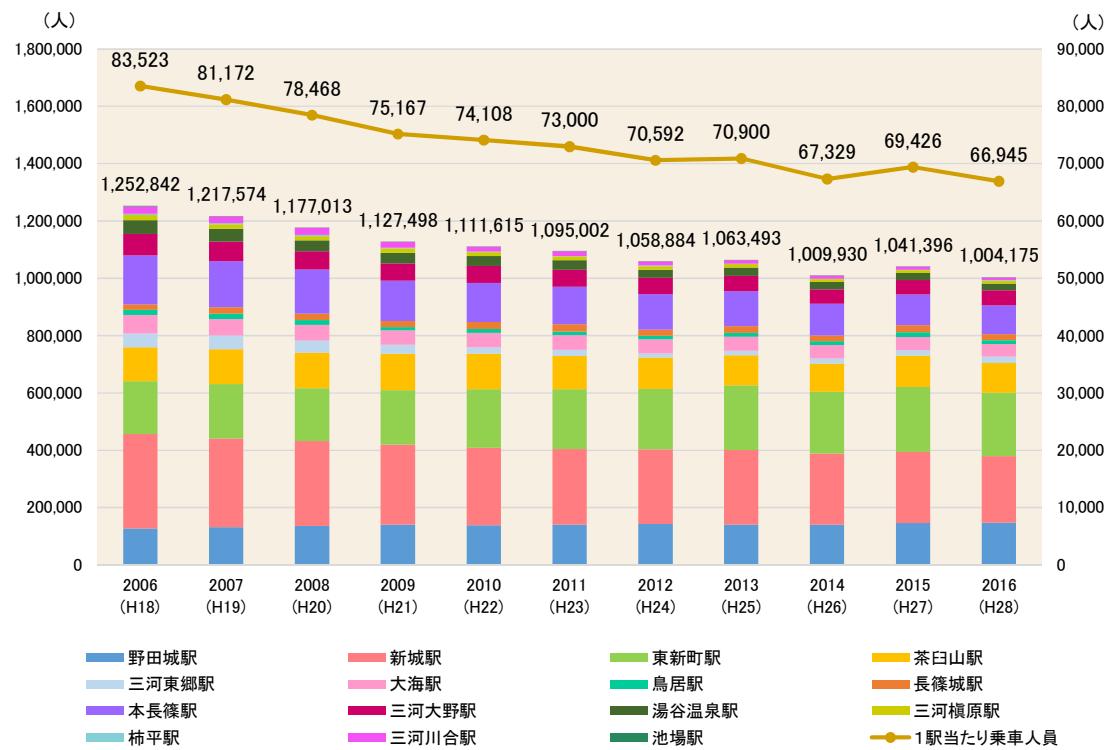


図 69 駅乗降客数の推移

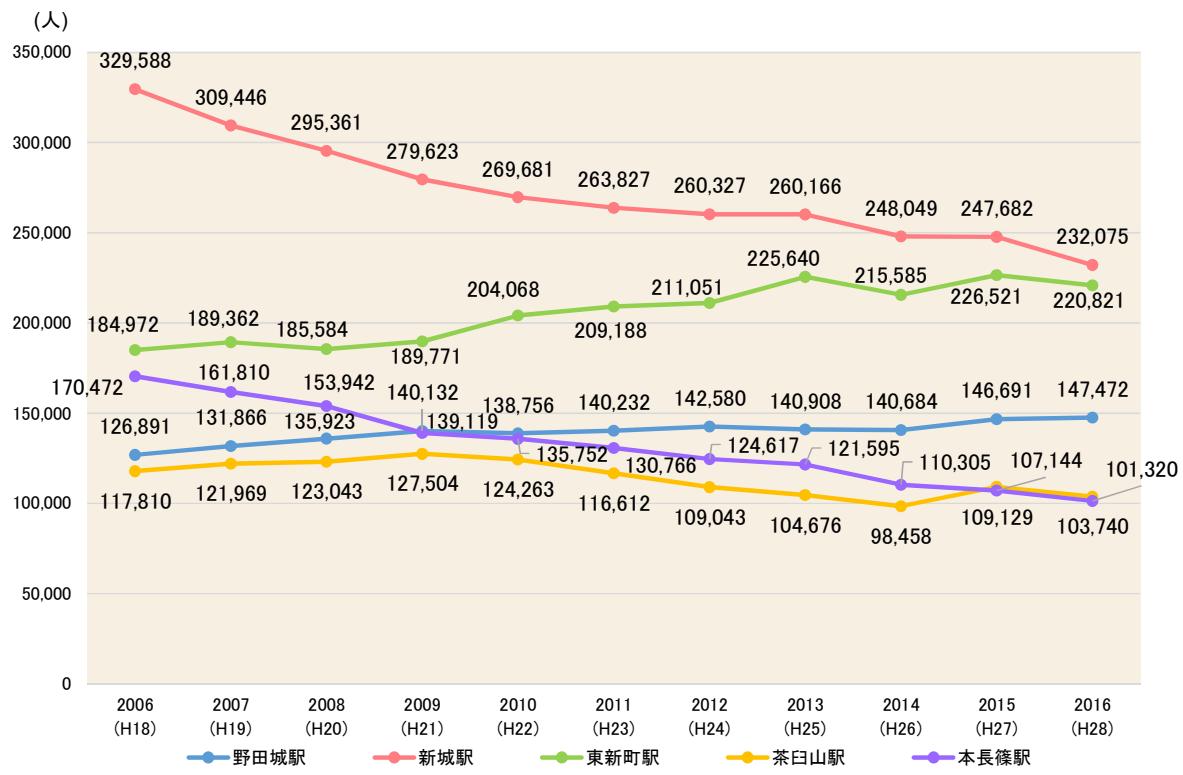


図 70 駅乗降客数の推移（年間10万人以上乗降の駅）

② バス交通

本市のバス路線は、Sバスと呼ばれるコミュニティバスと豊鉄バスが運行しています。

市外と接続する幹線バス路線は、田口新城線（設楽町中心部～本市中心部）、新豊線（本市中心部～豊橋市・豊川市中心部）で1日往復20便以上運行しています。また、2016年（平成28年）に本市と名古屋市・長久手市を結ぶ高速乗合バス「山の湊号」の運行を始めました。

一方、市内のみを走るバス路線の多くは、1日往復5便程度の運行となっています。また、高齢化が顕著な地域では、バス停まで行くこと自体が困難となってきていることから、2019年（令和元年）10月より作手地区においてSバスの路線定期運行を変更し、デマンド型区域運行を始めました。



図 71 つくでバス

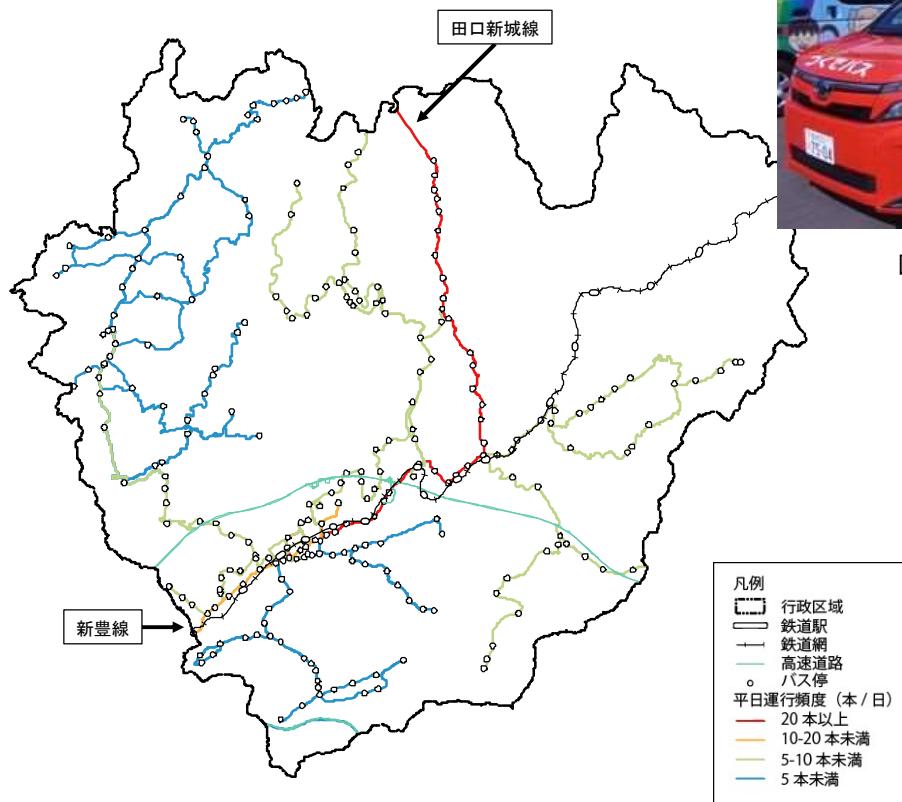


図 72 新城市バス網

停留所	下り(藤が丘、長久手古戦場方面) [所要時間=1時間40分]			乗車のみ	降車のみ	上り(亀姫通方面) [所要時間=1時間40分]
	06:44	11:19	16:19			
新城市民病院西	06:44	11:19	16:19			09:00
亀姫通(新城駅南)	06:47	11:22	16:22			14:00
新城市役所	06:50	11:25	16:25			19:05
川路(三河東郷駅)	06:57	11:32	16:32			乗車のみ
もっくる新城南	07:00	11:35	16:35			
藤が丘駅	08:15	12:40	17:45	降車のみ		
長久手古戦場駅	08:30	12:55	18:00			
						09:15
						14:15
						19:25
						乗車のみ
						降車のみ

※ 土曜・日曜・祝日および12/29～1/3は運休

※ 土曜・日曜・祝日および12/29～1/3は運休

図 73 新城市高速バス時刻表

※コミュニティバス：交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、運送事業者に委託して運送を行う乗合バスや乗合タクシー、市町村自らが登録を受けて行う市町村運営有償運送のことです。

※デマンド：デマンド(Demand)型交通は、電話予約などによって発着地、運行スケジュールなど、利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う地域公共交通の一つの形態です。地域の実情に応じてデマンドバスやデマンドタクシーなどがあります。

1-8 都市機能

(1) 日常生活サービス施設のカバー率

医療施設、福祉施設、商業施設、公共交通（鉄道駅・バス停）といった日常生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率*1は、市街化区域で医療施設、福祉施設、公共交通が概ね9割、商業施設が約8割の人口をカバーしています。一方、市街化調整区域では、バス停が約6割、医療施設が約5割、福祉施設が約4割の人口をカバーしていますが、鉄道駅は約3割、商業施設は約2割程度の人口しかカバーできていません。

また、総合的な人口カバー率（医療、福祉、商業、公共交通すべてが徒歩圏である居住人口）については、市街化区域では76%ですが、市街化調整区域ではわずか7%となっています。

これらを、地域自治区別にみると、舟着地域自治区では、医療施設や鉄道駅の人口カバー率が0%、八名・鳳来南部・鳳来北西部・作手地域自治区では商業施設や鉄道駅の人口カバー率が0%となっています。舟着・八名・鳳来南部・鳳来東部・鳳来北西部・作手地域自治区では、総合的な人口カバー率も0%となっています。

*1 医療施設、福祉施設、商業施設は施設から半径800m、鉄道駅は800m、バス停は300mの範囲に居住している人口が区域全体の人口の何%を占めるかを評価

表1 地域自治区別の都市機能評価*2

評価指標		新城市	市街化区域	市街化調整区域	新城	千郷	東郷	舟着	八名	鳳来中部	鳳来南部	鳳来東部	鳳来北西部	作手
生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率 [%]	医療施設	57.9%	88.9%	47.4%	97.5%	61.8%	74.0%	0.0%	32.0%	81.2%	38.6%	39.0%	34.0%	14.2%
	福祉施設	52.3%	88.8%	39.9%	100.0%	73.9%	87.9%	60.9%	37.9%	51.3%	52.7%	40.6%	36.3%	14.2%
	商業施設	35.8%	76.3%	22.1%	100.0%	59.3%	25.7%	4.2%	0.0%	49.4%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%
公共交通路線の徒歩圏人口カバー率 [%]	鉄道	42.3%	88.9%	26.5%	89.0%	39.9%	78.2%	0.0%	0.0%	82.3%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%
	バス	65.2%	91.2%	56.4%	92.4%	65.9%	74.9%	77.5%	57.8%	55.9%	36.5%	35.1%	61.5%	52.5%
日常生活サービスの徒歩圏人口カバー率 [%]	医療施設/福祉施設 商業施設/公共交通	24.3%	76.3%	6.7%	89.0%	38.7%	25.7%	0.0%	0.0%	30.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率 [%]		56.5%	90.6%	47.6%	100.0%	66.2%	87.2%	43.6%	25.5%	51.9%	46.6%	40.3%	17.5%	14.1%

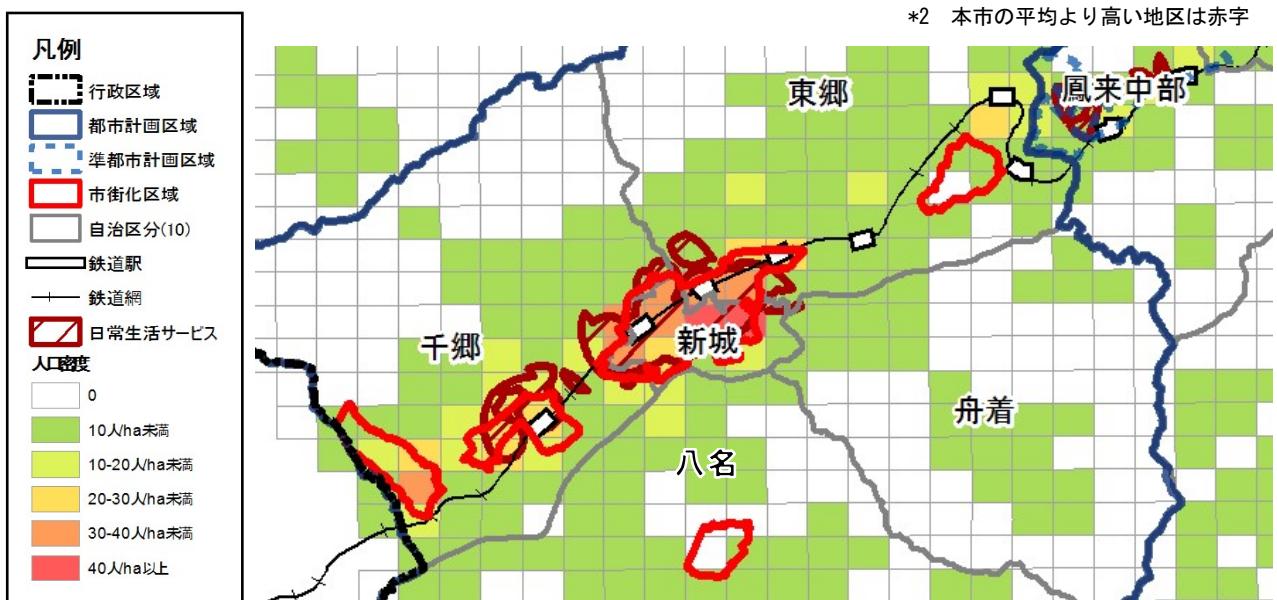
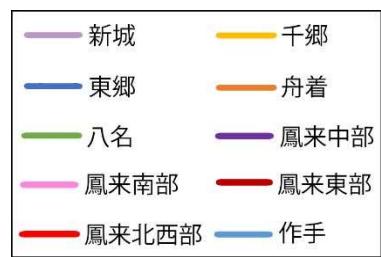


図74 日常生活サービス（医療・福祉・商業・公共交通）の徒歩圏人口カバー圏域（市街化区域周辺）

1	日常生活サービスの徒歩圏充足率	
2		医療施設
3	生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率	福祉施設
4		商業施設
5	基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	鉄道
6		バス
7	高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率	医療施設
8		福祉施設
9	生活サービス施設の利用圏平均人口密度	商業施設
10		鉄道
11	公共交通沿線地域の人口密度	バス
12		



※下記のレーダーチャートはカバー率や人口密度を偏差値化し相対的に評価したものである。

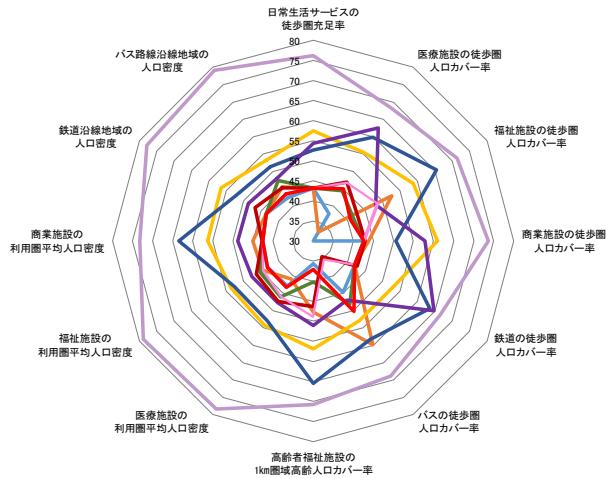


図 75 全地域自治区

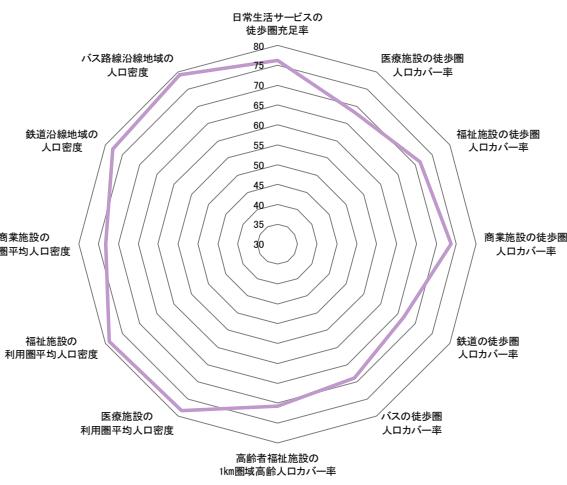


図 76 新城地域自治区



図 77 千郷地域自治区

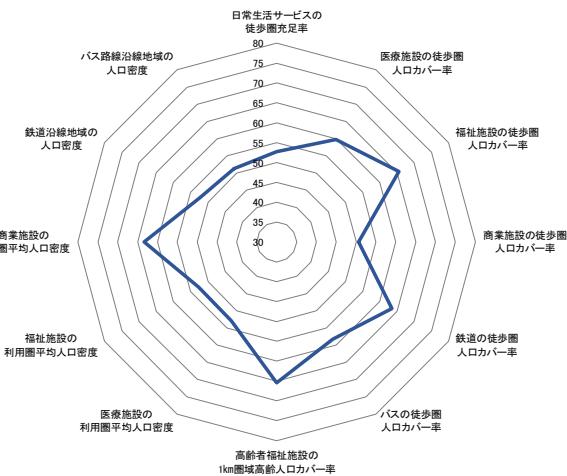


図 78 東郷地域自治区

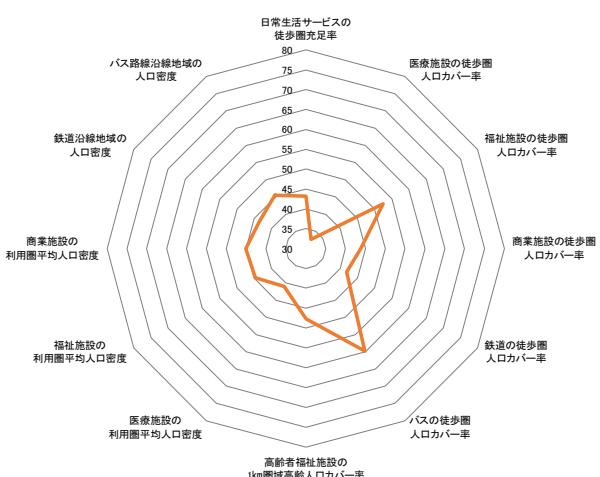


図 79 舟着地域自治区

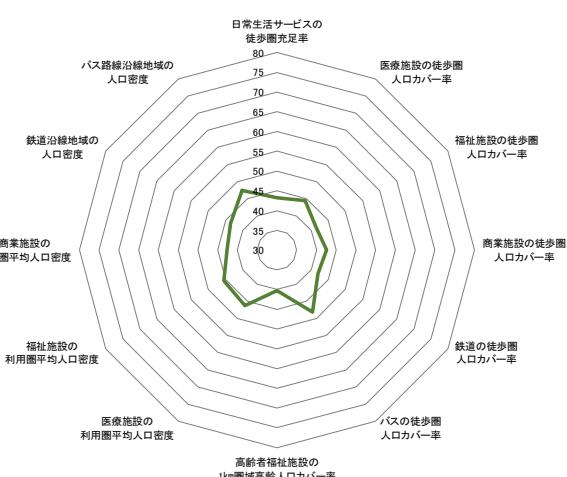


図 80 八名地域自治区



図 81 凤来中部地域自治区

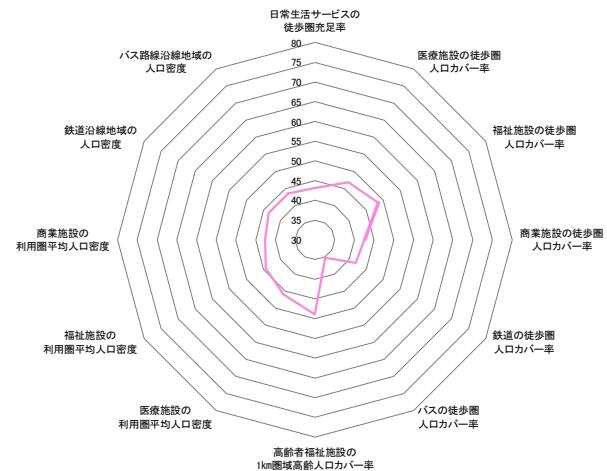


図 82 凤来南部地域自治区

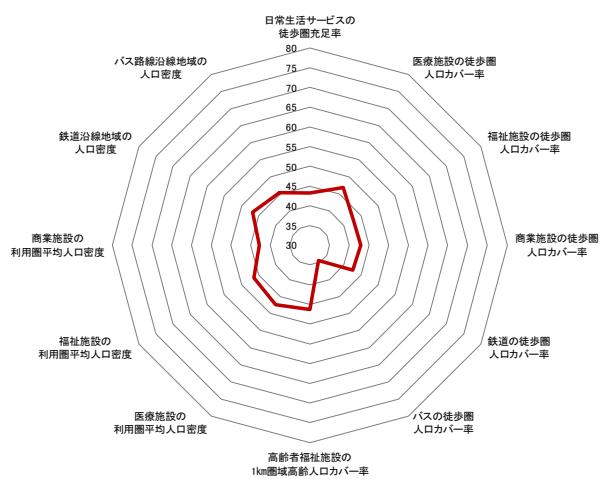


図 83 凤来东部地域自治区

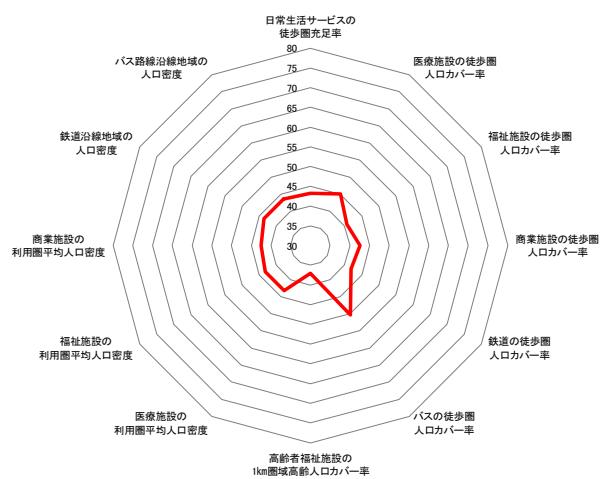


図 84 凤来北西部地域自治区

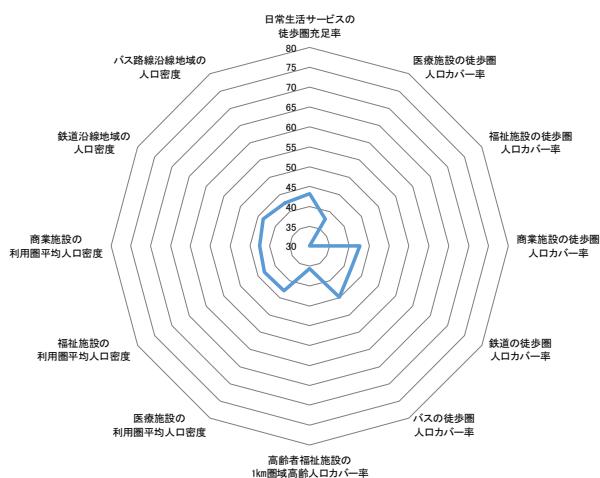


図 85 作手地域自治区

1-9 その他施設等の状況

本市の都市計画道路は、計画延長 20,780mですが、そのうち暫定を含む整備済延長は 16,515mとなっており、整備率は約 79%です。市の中心部を通る路線において未整備区間が多く存在しています。

都市公園は、県営新城総合公園を含め 12箇所指定しています。公園面積は 72.09ha で都市計画区域内人口 1人当たり 22.51 m² (2017 年度 (平成 29 年度)) であり、長久手市に次いで県下 2 番目となっています。一方で、古くからの市街地では公園の整備が進んでいません。

公共下水道の整備率については、汚水が 80% (計画面積 540ha に対して 434ha 整備)、雨水が 34% (計画面積 282ha に対して 96ha 整備) となっており、市街化区域における公共下水道 (汚水) は概ね整備済みとなっています。

その他の都市施設として、ごみ焼却場 18,400 m²、火葬場 25,200 m²が供用を開始しています。土地区画整理事業は城北東部地区、半場川地区、上市場地区、田町川地区の 4 地区 (35.3ha) でありいずれも事業が完了しています。

路線名	整備延長 (暫定含む)	未着手延長	計画延長
3・3・2 豊川新城線	8,700	490	9,190
3・4・31町並線	1,310	1,650	2,960
3・4・46沖野線	1,190	0	1,190
3・4・59新町線	600	0	600
3・4・68野田城線	1,170	760	1,930
3・5・74本宮線	1,080	0	1,080
3・4・76の場線	250	580	830
3・4・201入船線	2,080	610	2,690
3・3・202栄町線	135	175	310

公園名	供用開始面積 (ha)
2・2・501大洞山公園	0.15
2・2・502スハ山公園	0.07
2・2・503城北東部公園	0.36
2・2・504市場台北公園	0.30
2・2・505市場台南公園	0.29
2・2・506市場西公園	0.20
2・2・507田町川南公園	0.11
9・6・1新城総合公園	64.30

図 86 都市計画道路、都市計画公園の整備状況

出典) 都市計画の概要 (R1.7 新城市)



図 87 都市計画道路未整備区間の状況

出典) マップあいちに加筆

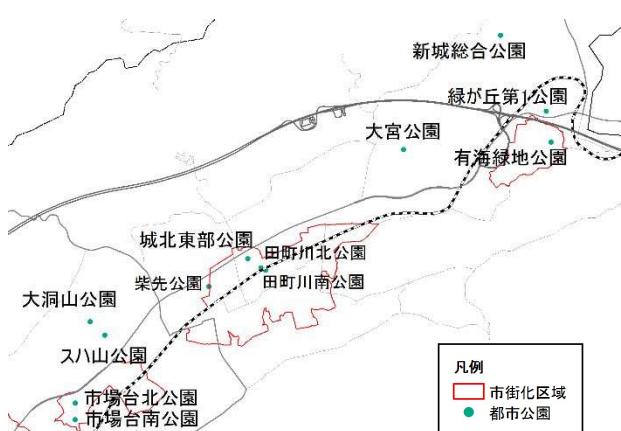


図 88 都市公園の分布

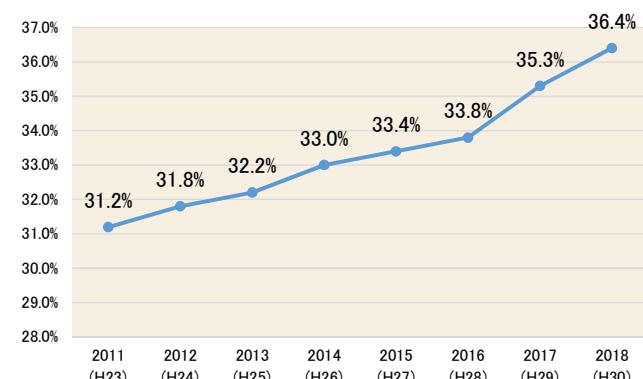


図 89 下水道処理人口普及率の推移

出典) 国交省資料

※都市計画道路：都市計画法第 11 条に基づき道路として都市計画決定された都市施設で、都市計画決定された区域内では、今後の施設整備に向け一定の建築制限が適用されます。

※都市公園／都市計画公園：都市計画公園は、都市計画法第 11 条に基づき公園として都市計画決定された都市施設です。都市公園は、都市計画公園のうち公園として整備されたもの、もしくは都市計画公園でなくとも、都市計画区域内に設置され公として整備されたものです。

(1) 財政状況

本市の財政指標に関して、財源の余裕を示す財政力指数は、愛知県平均には劣るもののが全国平均は上回っています。人件費など経常的に支出される経費の割合を示す経常収支比率については、全国平均や愛知県平均より下回っています。地方債など借入金の実質公債費比率は全国平均より少なぐ年々低下しています。一般会計等の将来の負担額の傾向を示す将来負担率は、全国平均や愛知県平均より低い傾向にありました。近年では同程度の比率となっています。

歳出入の状況では、本市は、歳入額において、市税の割合が2017年（平成29年）で30%を占めています。市税を含む自主財源の割合が約42%となっています。また、歳入額に占める市税の割合は、市町村合併を経てリーマンショックが起こるまで増加傾向にありました。2009年（平成21年）に急激に減少し以降横ばいからやや減少傾向にあります。歳出額では、民生費の割合が年々増加している一方で土木費の割合は緩やかな減少傾向にありました。近年やや増加傾向にあります。

また、財政における2028年（令和10年）までの将来予測によると、2028年（令和10年）の市税は2019年（令和元年）と比べて92.5%（72.5億円から67.1億円）まで減少、扶助費は114.6%（29.0億円から33.2億円）に上昇しており、生産年齢人口の低下や高齢者の増加によるものと考えられます。

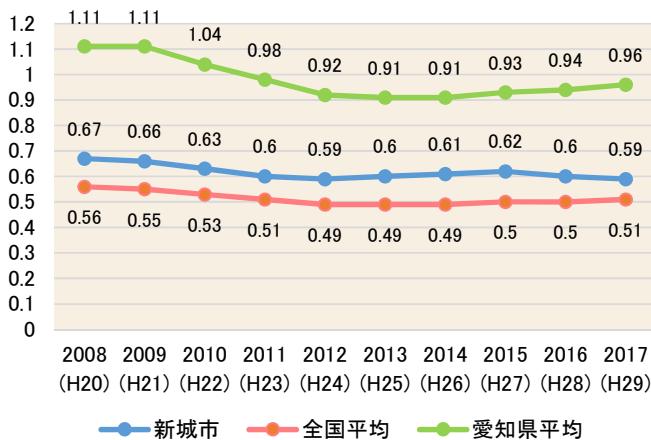


図 90 財政力指数

出典) 総務省資料

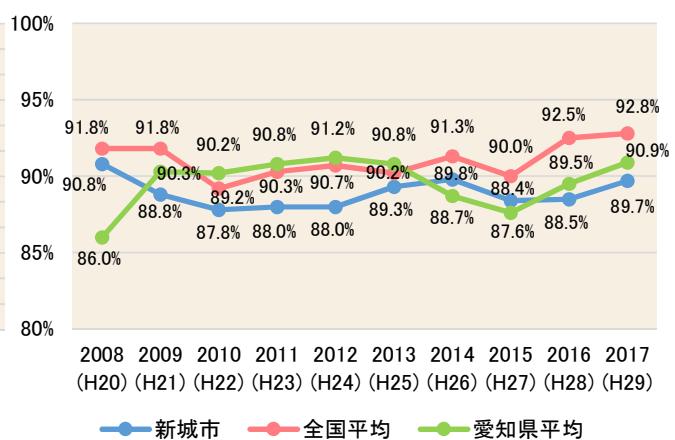


図 91 経常収支比率

出典) 総務省資料

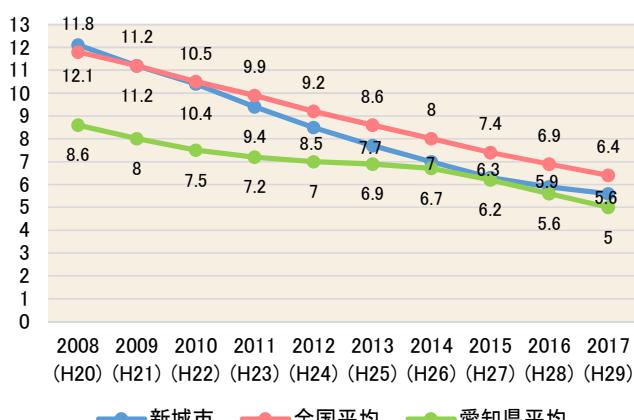


図 92 実質公債費比率

出典) 総務省資料

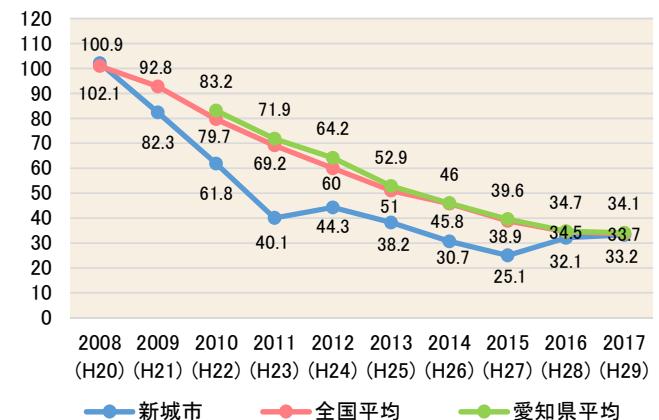


図 93 将来負担比率

出典) 総務省資料

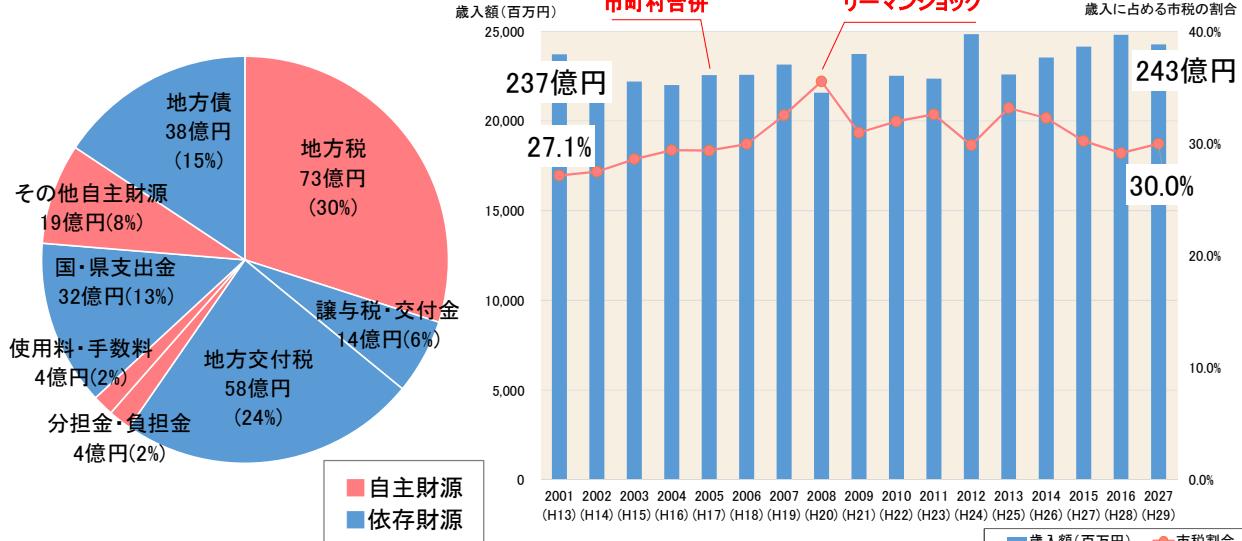


図 94 歳入の状況

出典) 総務省資料

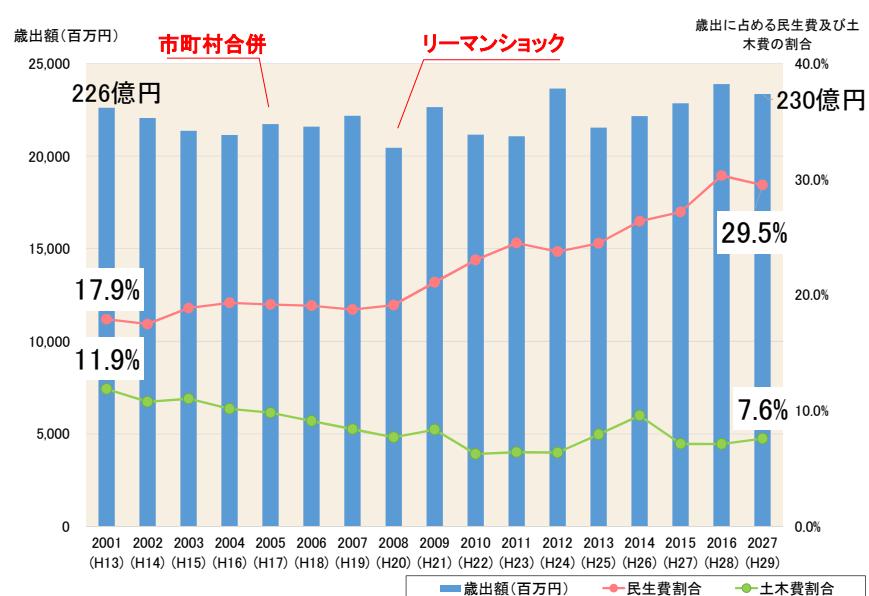


図 95 歳出の状況

出典) 総務省資料



図 96 平成 40 年度までの財政推計

出典) ザイセイの話 (H28 新城市)

*民生費：児童、高齢者、障害者等の社会福祉の充実を図るために費用のことです。

*扶助費：社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などの支援に要する経費のことです。

1-1-1 地域ごとのまちづくり計画

本市の地域自治区制度は、限られた財源を効果的に使って、地域ごとに異なる課題への対応や将来への取り組みができるよう、市民と市役所が一緒になって考え、活動する地域自治を推進する仕組みであり、10の地域自治区ごとに地域計画を策定しています。

地域計画は、地域協議会が主体となり、住民自らの手で策定されたもので、地域の将来像や地域づくりの方向性、住民の想いなどが掲載されています。地域の課題解決や地域活性化の道しるべとなり、地域住民自ら実施する地域活動や、市に対する事業提案の根拠となっています。

表2 各地域自治区別の地域計画

	地域自治区	目標【目指すべき将来像】	策定日
1	新城地域自治区	しんしろ地域計画 いつでも、いつまでも Always 集える 笑える 楽しめる しんしろまちなか	2019年3月
2	千郷地域自治区	思いやりと健康で暮らしやすいまち千郷 ～みんなが活躍できるまちづくり～	2019年9月
3	東郷地域自治区	わくわくできるまち 東郷	2020年度 予定
4	舟着地域自治区	舟着地区コミュニティ計画 ～改定（後期）～ 明るさとやさしさで 絆を結ぶ舟着の郷 ～絆～	2019年6月
5	八名地域自治区	八名地域計画 ～八名でいつまでも元気で楽しく暮らしたい！～	2019年2月
6	鳳来中部地域自治区	めざそう！ 人交密度No.1 ～ひとが あつまる ふれあう つながる 凤来中部～	2019年3月
7	鳳来南部地域自治区	山よし 田よし 住むによし ～人と自然と歴史・文化がふれあう 元気なまち～	2019年3月
8	鳳来東部地域自治区	鳳来東部2030プロジェクト ～子どもからお年寄りまで 安心して暮らし続けられる地域を～	2019年3月
9	鳳来北西部地域自治区	住みたくなるまちづくり計画 ～「住みたくなるまち」の実現！～	2018年3月
10	作手地域自治区	作手地域まちづくり計画 ～手をつなぎ 作ろう未来の ふるさと作手～	2015年10月

表3 地域づくりの柱

地域自治区		地域づくりの柱（基本目標）
1	新城地域自治区	① 安全・安心 ② 高齢化対策 ③ 子育て支援 ④ にぎわい
2	千郷地域自治区	① 若者に魅力あるまち ② 安心して暮らせるまち ③ きれいなまち ④ 高齢者がくらしやすいまち ⑤ 歴史・伝統文化に誇りを持てるまち ⑥ 思いやりと助け合いができるまち
3	東郷地域自治区	① 暮らそう 子どもからお年寄りまで暮らしやすいまち ② 守ろう 安心して住み続けられるまち ③ 育てよう みんなで成長しあうまち ④ 学ぼう 歴史と伝統を学び未来につなぐまち ⑤ 楽しもう いつでもどこでも楽しめるまち
4	舟着地域自治区	① やさしさの安心安全な地域づくり ② 住みよい地域づくり ③ 心穏やかな地域づくり ④ 心と体の健康づくり
5	八名地域自治区	① 広報 「八名がいい」 ② 共育 「世代を超つながるまち」 ③ 食農 「知る・育てる・食す・命の大切さ」 ④ 歴史・伝統 「先人より学ぶ 現在・過去・未来」 ⑤ 安心安全 「全ての人が心安らかに暮らすまち」 ⑥ 防災・減災 「共に考え行動が最大の備え」 ⑦ 環境 「100年後に何を残すのか」 ⑧ 健康福祉 「輪になって ホップ・ステップ・ジャンプ」 ⑨ 人 「つなげ、つながり、大好きな八名」
6	鳳来中部地域自治区	① 暮らしの分野 「共に集うまちづくり」 ② 安全・安心の分野 「共に備えるまちづくり」 ③ 子育ての分野 「共に育てるまちづくり」 ④ 健康づくりの分野 「共に生きるまちづくり」 ⑤ 自然の分野 「共に親しむまちづくり」 ⑥ 歴史・伝統の分野 「共に学ぶまちづくり」
7	鳳来南部地域自治区	① 地域活性化で快適元気なまちづくり ② 安全安心な暮らしができるまちづくり ③ 住みよい生活環境をめざすまちづくり ④ 自然・歴史・文化を活かしたまちづくり
8	鳳来東部地域自治区	① 安全・安心 ② 活力・創造性 ③ 文化・自然との調和 ④ 暮らしの充実と思いやり
9	鳳来北西部地域自治区	多くの人が交流できるまち 伝統行事が受け継がれるまち 安全・安心に暮らせるまち 地域自治活動が活発なまち 地域で子どもを育てるまち 子どもが安全に移動できるまち 安心して学び遊べる環境があるまち 高齢者が安心して暮らせるまち 高齢者が元気なまち 気軽に買い物・通院できるまち
10	作手地域自治区	① 自然・農業・林業「おいしい ふるさと」 ② 共育・住民交流「子どもも大人も学び育つ ふるさと」 ③ 安心安全「安全で安心してくらせる ふるさと」 ④ 情報発信「みんなで広める ふるさと」

